

第 4 部 風水害計画

第1章 計画の目的、対象

近年、風水害については、地球規模での気象異変などにより、従来からの経験則では対応しきれないような大型台風の襲来や集中豪雨の発生が観測されている。また、我が国は、国土の約7割を急しゅんな地形が占め、毎年全国で河川の氾濫などによる被害が発生している。

本市においては、市域の南を多摩川が流れ、洪水による被害の発生も予想されることから、災害情報の伝達や避難誘導體制の確保など、風水害に対して組織的に対処するための基本的な仕組みを定めるものとする。

第1節 計画の基本方針

1 目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び水防法（昭和24年法律第193号）第33条に基づき定める計画であり、迅速な気象警報や洪水警報の情報伝達により的確な避難指示等の発令や避難誘導を図るとともに、被害軽減のための水防作業を実施し、風水害等から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とする。

2 避難誘導體制の確立

過去の風水害では、避難指示等が適切な時期に対象地域に発令できていないこと、住民への迅速で確実な情報伝達が難しいこと、避難指示等が伝わっても住民が速やかに避難しないことなどが課題としてあげられている。また、これらの水害の犠牲者の約6割が65歳以上の高齢者であったり、浸水した保育園に園児が取り残されるなど、災害時に避難行動に時間を要する避難行動要支援者の避難誘導體制の課題が明らかとなっている。

本計画は、風水害発生時の適切な情報提供や避難誘導など、避難行動要支援者に対する支援策に留意する中で、警戒避難体制の充実を図る。

第2節 対象とする風水害

本計画で対処する災害は次のとおりとする。

区 分	災 害 の 内 容
洪水災害	多摩川の堤防決壊による洪水災害
浸水災害	台風、集中豪雨などによる市内住宅への浸水災害 中小河川（残堀川）、農業用水路の氾濫による浸水災害
土砂災害	大雨による急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべり等の災害
風 害	台風等の強風による災害
雪 害	大雪による災害
そ の 他	その他の気象災害

第2章 情報収集及び伝達

風水害は、地震などの他の災害と異なり、事前からの注意報や警報などの情報によりある程度被害予測が可能である。従って、被害を最小限に食い止めるためには、正確な情報に基づく確かな予防対策や避難誘導が重要となってくる。このため市は、気象情報や河川情報を迅速に収集し、的確な防災対策に役立てるとともに、市民及び関係機関へ正確な情報を適切に伝達することとする。

第1節 気象予報の収集・伝達

1 気象予報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、都は気象庁から防災情報システムを活用し、オンラインにより入手する。市は、都を経由して入手した情報の目的、性質を十分に理解するとともに、伝達の系統及び方法等について熟知し、その情報を有効に利用して効果的な水防活動に努めることとする。本市に関連し、気象庁が発表する気象及び水防活動に関する注意報、警報は次のとおりである。

注意報	大雨 洪水 強風 風雪 大雪 雷 濃霧 乾燥 低温 霜 着雪 着氷
警報	大雨（浸水害・土砂災害） 洪水 暴風 暴風雪 大雪
特別警報	大雨（浸水害・土砂災害） 暴風 暴風雪 大雪

2 水防活動に係る注意報及び警報の基準

(1) 気象警報及び注意報

市の属する東京地方多摩北部に関連するもので気象庁が水防活動に関連し発表する注意報及び警報の発表基準となる数値は、次のとおりである。

令和5年6月20日現在

注意報	大雨	表面雨量指数基準	12
		土壌雨量指数基準	159
	洪水	流域雨量指数基準	残堀川流域=14.7
		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ）	多摩川流域=（10, 38.2） 残堀川流域=（6, 14.7）
		指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	強風	平均風速	13m/s
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50%	
	低温	夏期（平均気温）：平年より5℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くとき 冬期（最低気温）：-7℃以下、多摩西部は-9℃以下	
	霜	4月10日～5月15日 最低気温が2℃以下	
着氷・着雪	大雪警報の条件下で気温が-2℃～2℃の時		

令和3年6月8日現在

警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	179
	洪水		流域雨量指数基準	残堀川流域 = <u>18.4</u>
			複合基準(表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせ)	—
			指定河川洪水予報による基準	多摩川 [調布橋]
	暴風		平均風速	25m/s
	暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
記録的短時間大雨情報				1時間雨量 100mm

(2) 特別警報

特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表し、その発表基準は、地域の都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて気象庁が決定する。

特別警報の発表基準は、次のとおりである。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨 ^{※1} が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧 ^{※2} により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧 ^{※2} により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量 ^{※3} となる大雪が予想される場合

※1 大雨特別警報(浸水害)での数十年に一度の降雨量とは、以下の①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合をいう。

① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子(1辺が5kmの地域)が、共に50格子以上まとまって出現。			
② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150mmを越える格子のみをカウント対象とする)。			
昭島市の値			
50年に一度の値			警報基準
48時間降水量(mm)	3時間降水量(mm)	土壌雨量指数	土壌雨量指数
461	166	276	179

降水量の警報基準は、一概に比較できないため、示されていない。

(令和3年3月25日現在)

※2 数十年に一度の台風や同程度の温帯低気圧とは、以下のとおりである。

「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下または風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下または風速60m/s以上とする。

※3 数十年に一度の降雪量とは、以下のとおりである。

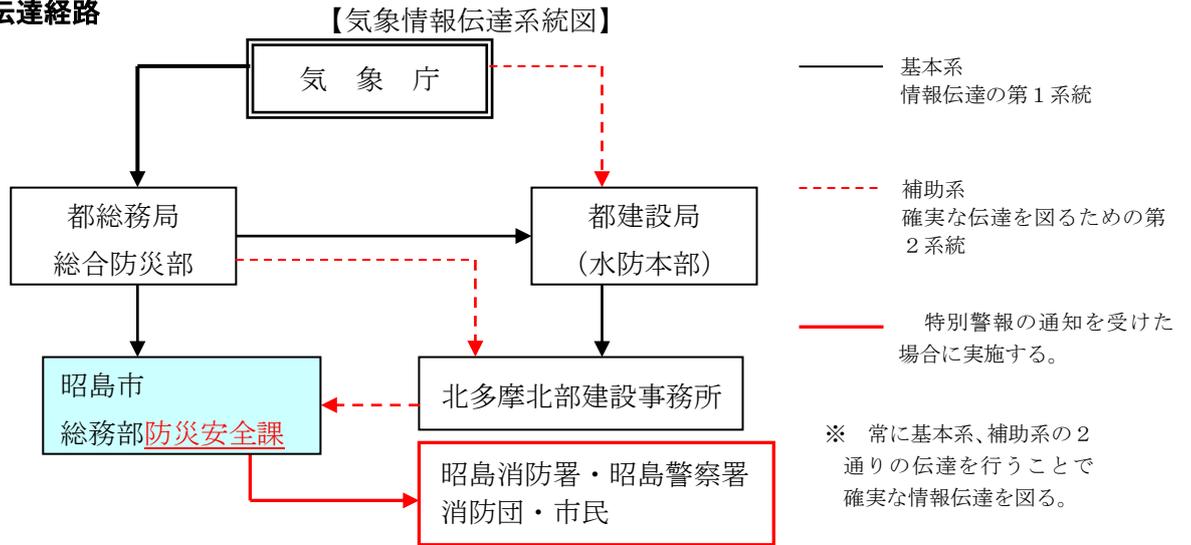
府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

東京都における、50年に一度の積雪深は、27cm、既往最深積雪量は、46cm

3 気象情報の活用

市は、多摩北部区域を対象に発表される気象庁の気象情報により、本市に発生する風水害を予想し、これに対応できる防災体制を整える。

4 情報の伝達経路



第2節 洪水予報の収集・伝達

1 洪水予報

国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部が共同で行う洪水予報は、2以上の都府県を流れる河川又は流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済に重大な損害を生じるおそれのある場合に発表される。本市に関連する洪水予報は、多摩川洪水予報である。

2 洪水予報の種類と発表基準

基準地点	区 分	発 表 基 準
調布橋 石原 田園調布（上）	多摩川氾濫注意情報	・基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
	多摩川氾濫警戒情報	・基準地点のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
	多摩川氾濫危険情報	・ <u>基準地点のいずれかの水位が、急激な上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、あるいは、氾濫危険水位に到達したとき</u>
	多摩川氾濫発生情報	・洪水予報を行う区域において、氾濫が発生したとき

3 多摩川洪水予報実施区域

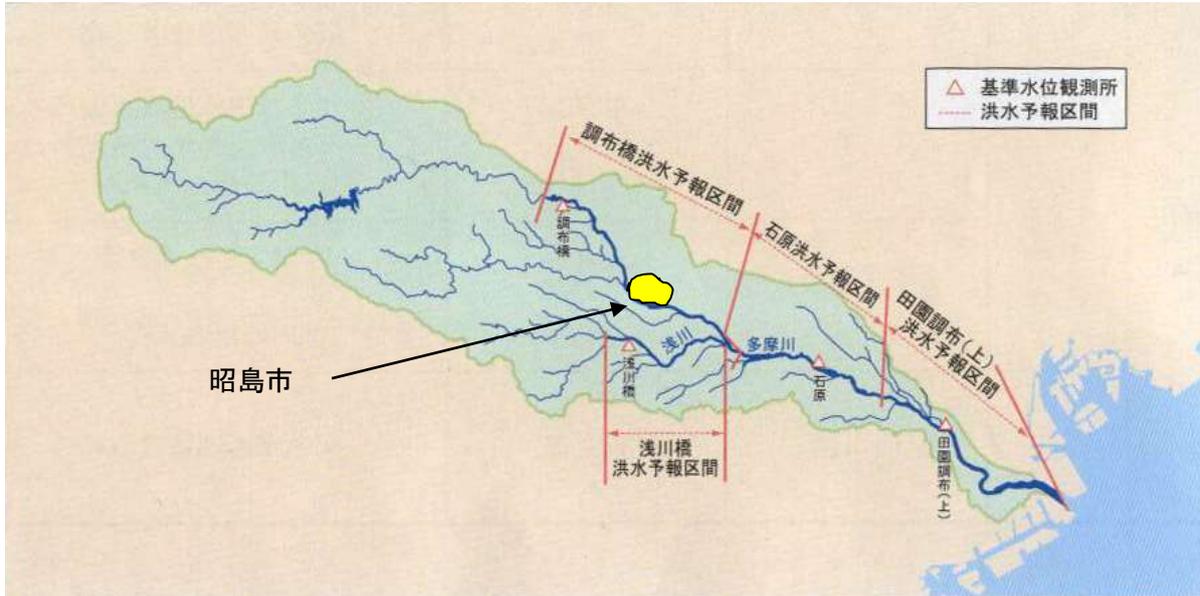
(1) 洪水予報実施区域

多摩川における洪水予報の実施区域は、次のとおりである。

水 系	河 川	実 施 区 域
多摩川	多摩川	左岸 東京都 青梅市 大柳町 1575 <u>番地先</u> から海まで
		右岸 東京都 青梅市 畑中1丁目 18番地

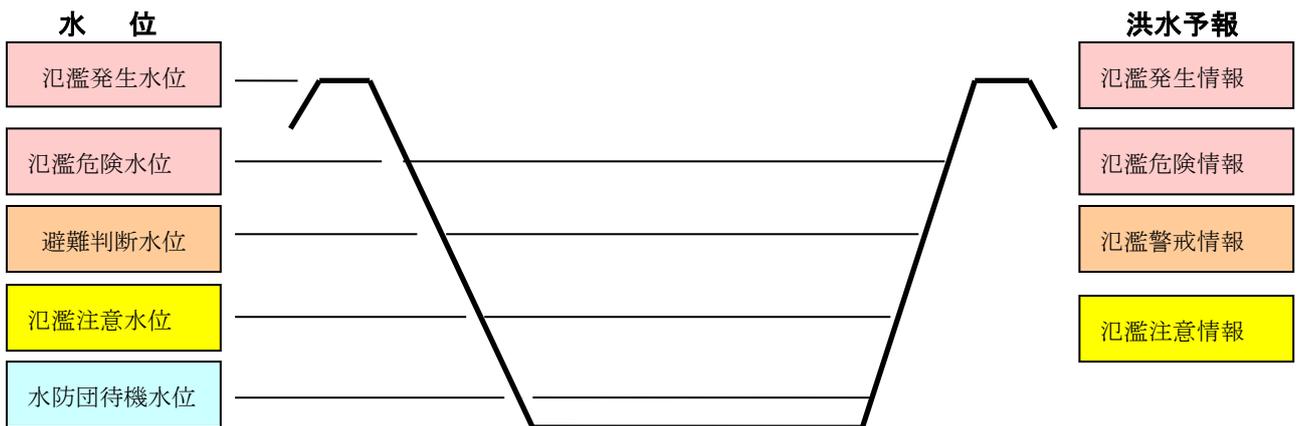
(2) 多摩川水系洪水予報実施区域図

多摩川の洪水予報実施区域は下図のとおりで、市は、調布橋洪水予報区間に入る。



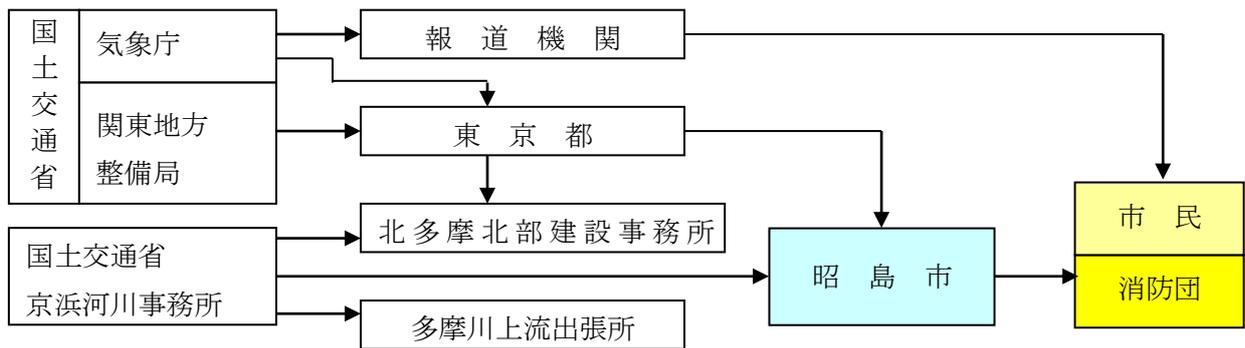
(3) 洪水予報発表基準水位

基準地点	所在地	河口からの距離	水防団待機水位 (レベル1)	氾濫注意水位 (レベル2)	避難判断水位 (レベル3)	氾濫危険水位 (レベル4)	計画高水位 (レベル5)
調布橋	青梅市上長湫	59.4km	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m
石原	調布市多摩川3丁目	27.6km	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m
田園調布(上)	大田区田園調布	13.4km	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m

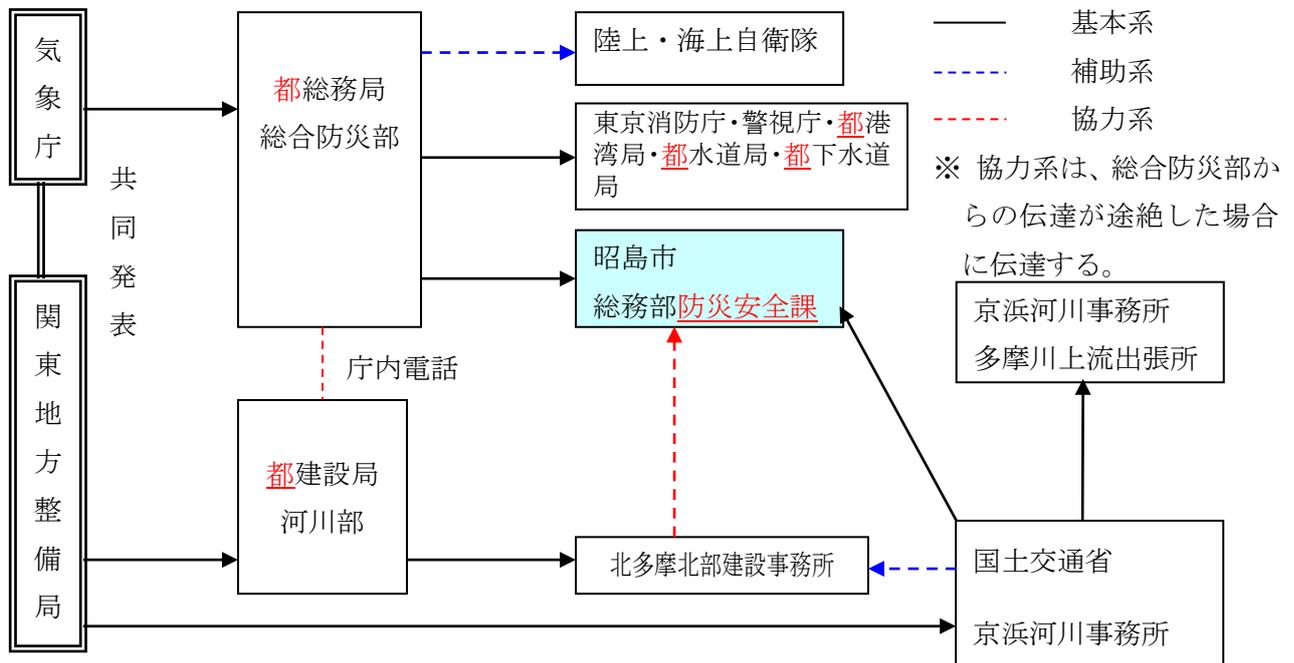


4 情報の伝達経路

(1) 市民への伝達



(2) 多摩川洪水予報伝達系統図



※ 情報伝達の強化として連絡を受けた場合は受令確認を行う。

※ 昭島市総務部防災安全課は、水防担当部署及び避難指示等発令部署としての連絡先とする。

5 洪水予報の活用

市は、国土交通省関東地方整備局及び気象庁予報部が共同で発表する洪水予報により、本市に発生する洪水被害を予想し、これに対応できる水防体制を整える。

第3節 水防警報の収集・伝達

1 水防警報

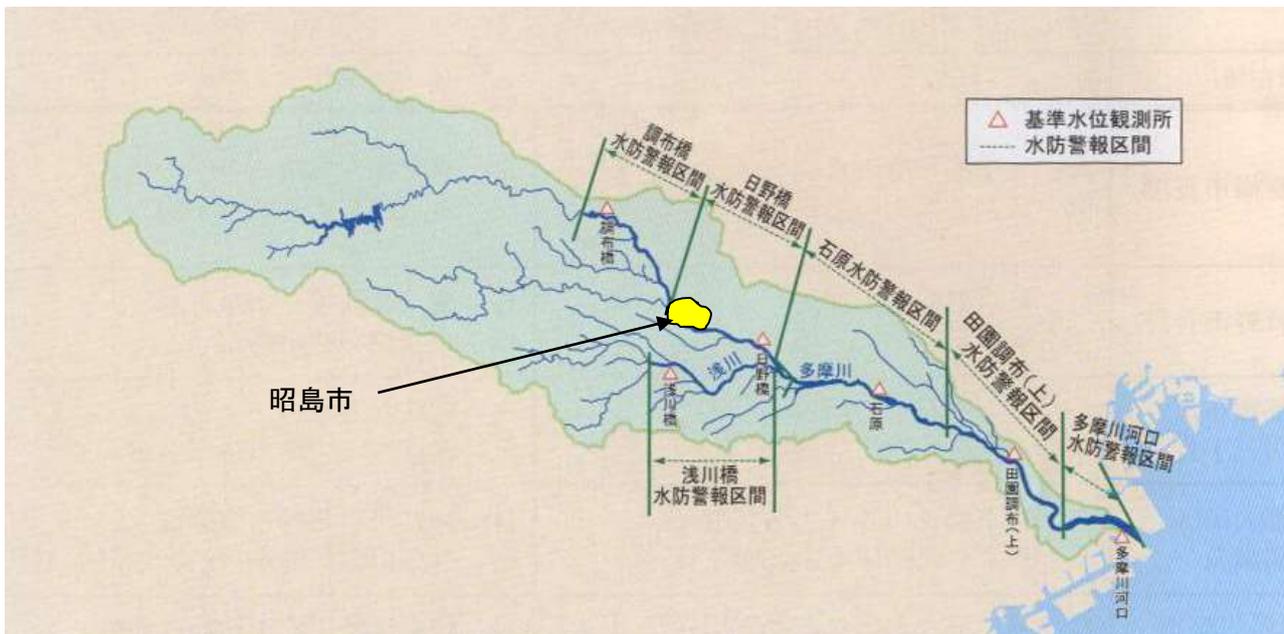
水防警報は、国土交通大臣又は知事が市の水防活動に対して、待機、準備、出動などの指針を与えるために発表されるもので、市は、その情報の目的、性質を十分に理解するとともに伝達の系統及び方法等を熟知し、有効に利用し、効果的な水防活動に努めることとする。

2 水防警報河川

国土交通大臣が指定し京浜河川事務所が水防警報を行う河川で、本市に関係する河川として多摩川が指定されている。また、その区域は洪水予報実施区域と同じく青梅市大柳町 1575 番地先（万年橋）から河口までとなっている。

3 多摩川水防警報区

多摩川における水防警報区は、次のとおりで、市は、日野橋水防警報区間に入る。



4 水防警報発表基準水位

水防警報区		観測所	水防団 待機水位 (レベル1)	氾濫 注意水位 (レベル2)	避難 判断水位 (レベル3)	氾濫 危険水位 (レベル4)	氾濫 発生水位
多摩川 左岸	自 青梅市大柳町1575番地先 至 福生市福生大字熊川南134番地先	調布橋	0.20m	1.00m	1.20m	1.60m	4.70m
	自 昭島市拝島町3丁目1549番地先 至 国立市泉2丁目6番地先	日野橋	2.00m	2.80m	-	3.60m	4.71m
	自 府中市四谷6丁目58番地先 至 狛江市駒井町3丁目434番地先	石原	4.00m	4.30m	4.30m	4.90m	5.94m
	自 世田谷区喜多見町2丁目4540番地先 至 大田区東六郷4丁目29番地先	田園調布(上)	4.50m	6.00m	7.60m	8.40m	10.35m
	自 大田区東六郷3丁目25番地先 至 海	多摩川 河口	2.30m	2.80m	-	3.80m	3.80m

5 水防警報の種類と発表の基準

種類	内容	発表基準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と判断されるとき。
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。水防団待機(指定水位)に達し氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)を越えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示する	氾濫警戒情報が発表さ

	とともに、越水、浸透、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	れたり、すでに氾濫注意水位（警戒水位）を越えて災害の起こるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況ではないと判断されたとき。
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

6 多摩川重要水防箇所

多摩川における重要水防箇所は、下記のとおりであるが、毎年見直しがなされ、最新の情報は京浜河川事務所のホームページで閲覧が可能となっている。



多摩川左岸

(令和5年度)

地図番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階級	地先名	杭位置			
多左 48-1	旧川跡	要注	昭島市拝島町 5丁目	48.0k+133m 48.0k+0m	132.9	旧川跡	釜段工法
多左 48-2	(重点) 水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市拝島町 5丁目	48.0k+0m 47.8k+100m	100.7	氾濫危険水位設定箇所(調布橋観測所) 立川市、昭島市に氾濫被害を発生させる危険箇所 堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 47-1	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市拝島町 5丁目	47.8k+100m 47.8k+69m	31.2	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 47-2	水衝洗掘	B	昭島市拝島町 5丁目	47.8k+69m 46.6k+143m	1131.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 46-1	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市拝島町 4丁目	46.6k+143m 46.6k+30m	113.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 46-2	水衝洗掘	B	昭島市拝島町 4丁目	46.6k+30m 46.6k+0m	30.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 45-1	旧川跡	要注	昭島市田中町 4丁目	45.8k+113m 45.4k+138m	377.9	旧川跡	釜段工法
多左 45-2	水衝洗掘	B	昭島市大神町 4丁目	45.4k+0m 45.2k+140m	56.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 45-3	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市大神町 4丁目	45.2k+140m 45.0k+100m	234.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 45-4	工作物	B	昭島市大神町 4丁目	45.2k+45m	1 箇所	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未 満(日野用水堰)	
多左 45-5	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市大神町 4丁目	45.0k+100m 44.8k+188m	113.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 44-1	水衝洗掘	B	昭島市大神町 4丁目	44.8k+188m 44.8k+0m	182.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 44-2	旧川跡	要注	昭島市宮沢町 3丁目	44.6k+38m 43.8k+0m	749.2	旧川跡	釜段工法
多左 43-1	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市宮沢町 3丁目	43.8k+0m 43.6k+167m	35.1	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 43-2	旧川跡	要注	昭島市宮沢町 3丁目	43.6k+167m 43.6k+57m	116.9	旧川跡	釜段工法
多左 43-3	工作物	B	昭島市福島町 3丁目	43.6k+29m	1 箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(多 摩大橋)	
多左 43-4	水衝洗掘	B	昭島市福島町 3丁目	43.2k+144m 43.2k+71m	73.6	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 43-5	水衝洗掘 旧川跡	B 要注	昭島市福島町 3丁目	43.2k+71m 43.0k+82m	188.0	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 旧川跡	木流し 釜段工法
多左 43-6	水衝洗掘	B	昭島市福島町 3丁目	43.0k+82m 42.8k+79m	202.8	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 42-1	水衝洗掘	B	昭島市福島町 3丁目	42.6k+143m 42.6k+100m	42.7	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所	木流し
多左 42-2	堤体漏水 水衝洗掘	B B	昭島市郷地町 3 丁目	42.6k+100m 42.6k+80m	19.9	堤防前面の洗掘のおそれがある箇所 堤体の変状の生じるおそれがある箇所	シート張り 木流し

多摩川右岸

地図番号	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	想定される 水防工法
	種別	階級	地先名	杭位置			
多右 46-1	旧川跡	要注	昭島市拝島町 4丁目	46.4k+0m 46.2k+174m	34.4	旧川跡	釜段工法
多右 46-2	工作物	B	昭島市拝島町 4丁目	46.2k+25m	1 箇所	計算水位と桁下高の差が余裕高未満(拝 島橋)	
多右 46-3	越水(溢水)	B	昭島市田中町 4丁目	46.2k+0m 46.0k+104m	106.5	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土のう
多右 46-4	越水(溢水) 旧川跡	B 要注	昭島市田中町 4丁目	46.0k+104m 46.0k+37m	74.3	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	積み土のう 釜段工法
多右 46-5	越水(溢水)	B	昭島市田中町 4丁目	46.0k+37m 45.8k+126m	139.6	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満	積み土のう

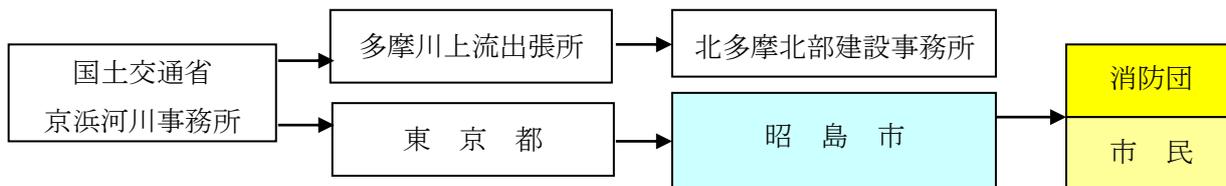
多右 45-1	越水 (溢水) 旧川跡	B 要注	昭島市田中町 4丁目	45.8k+126m 45.8k+0m	167.8	計算水位と現況堤防高の差が余裕高未満 旧川跡	積み土のう 釜段工法
多右 45-2	旧川跡	要注	昭島市田中町 4丁目	45.8k+0m 45.6k+133m	81.7	旧川跡	釜段工法

重要水防箇所評定基準

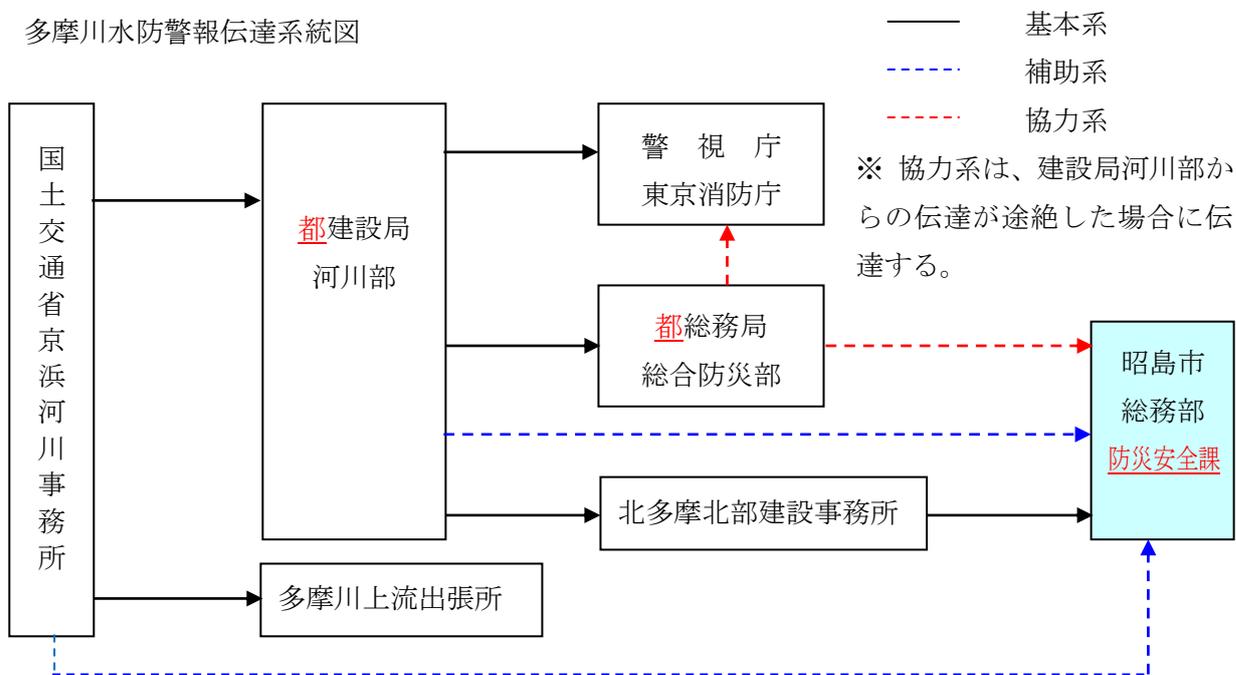
種別	重要度		要注 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等との意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等との意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に係る変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に係る変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等との意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤にに影響を及ぼす箇所。
新堤防 破堤跡 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。

7 情報の伝達経路

(1) 市民への伝達



(2) 多摩川水防警報伝達系統図



※ 情報伝達の強化として連絡を受けた場合は受令確認を行う。

※ 昭島市総務部防災安全課は、水防担当部署及び避難指示等発令部署としての連絡先とする。

第4節 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市が防災活動や避難指示等の発令等の災害応急対応を適時適切に行うための支援、及び住民の自主的な避難判断等の参考となるような情報として発表される。

1 発表方法

土砂災害警戒情報は、東京都と気象庁が共同で発表することとしている。

都は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）第27条に基づき、土砂災害の急迫した危険が予想される場合に、あらかじめ定めた降雨量の警戒基準により、土砂災害警戒情報を関係のある市に通知するとともに、一般に周知させるための必要な措置を講じる。

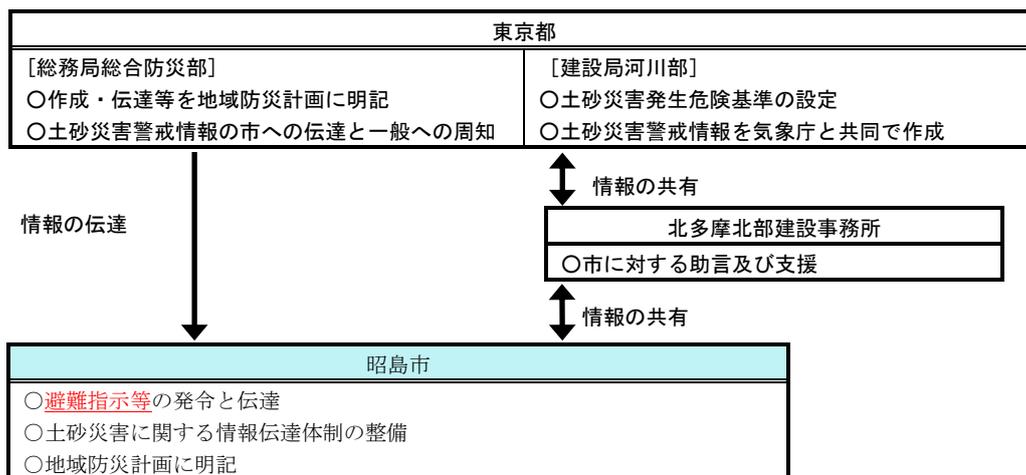
気象庁は、気象業務法第13条（予報及び警報、以下第15条まで適用）に基づき、大雨注意報・警報を通知するとともに、同法第11条に基づいた気象情報の1つとして、土砂災害警戒情報を関係機関に通知する。

2 各機関の役割分担

都では、土砂災害警戒情報の作成・運用に関する作業を建設局河川部が行い、伝達に関する作業は、総務局総合防災部が行う。

市は、土砂災害警戒情報が発表されたら、情報の内容を把握するとともに、状況の的確な把握に努め、警戒態勢の構築や避難指示等の円滑な発令に活用する。

北多摩北部建設事務所は、土砂災害警戒情報が発表されたら、関係自治体及びその他関係機関との密接な連絡・調整の上で、状況の的確な把握に努め、警戒すべき箇所の周知や管理施設の巡回など市に対する助言及び支援を行う。



3 土砂災害警戒情報の様式と見方

■警戒対象地域
あらかじめ決められた警戒基準を超えると予想される区市町村を明記します。また、新たに警戒対象となった区市町村名の後ろに*印を付加します。

■警戒解除地域
あらかじめ決められた解除基準を満たした区市町村を明記します。

■警戒文
テレビ・ラジオ等の報道機関や防災行政無線等音声で情報を伝える場合を想定し、必要な情報を最小限の文字数で伝えるようにします。また、冒頭に『対象地域拡大』等のキーワードを入れます。

東京都土砂災害警戒情報 第 号

平成 年 月 日 時 分
東京都 気象庁予報部 共同発表

【警戒対象地域】
八王子市 町田市*

【警戒解除地域】
あきる野市

【警戒文】
<概況>
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。
<とるべき措置>
崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、区市町村から発表される避難勧告などの情報に注意してください



問い合わせ先
03-5320-5431 (東京都建設局河川部防災課)
03-3212-8341 (気象庁予報部予報課)

■タイトル

■情報番号
一連の降雨を対象とした最初の発表を第1号とし、発表対象地域全域の警戒を解除する情報まで連続番号を付します。

■発表年月日時分
■発表者名

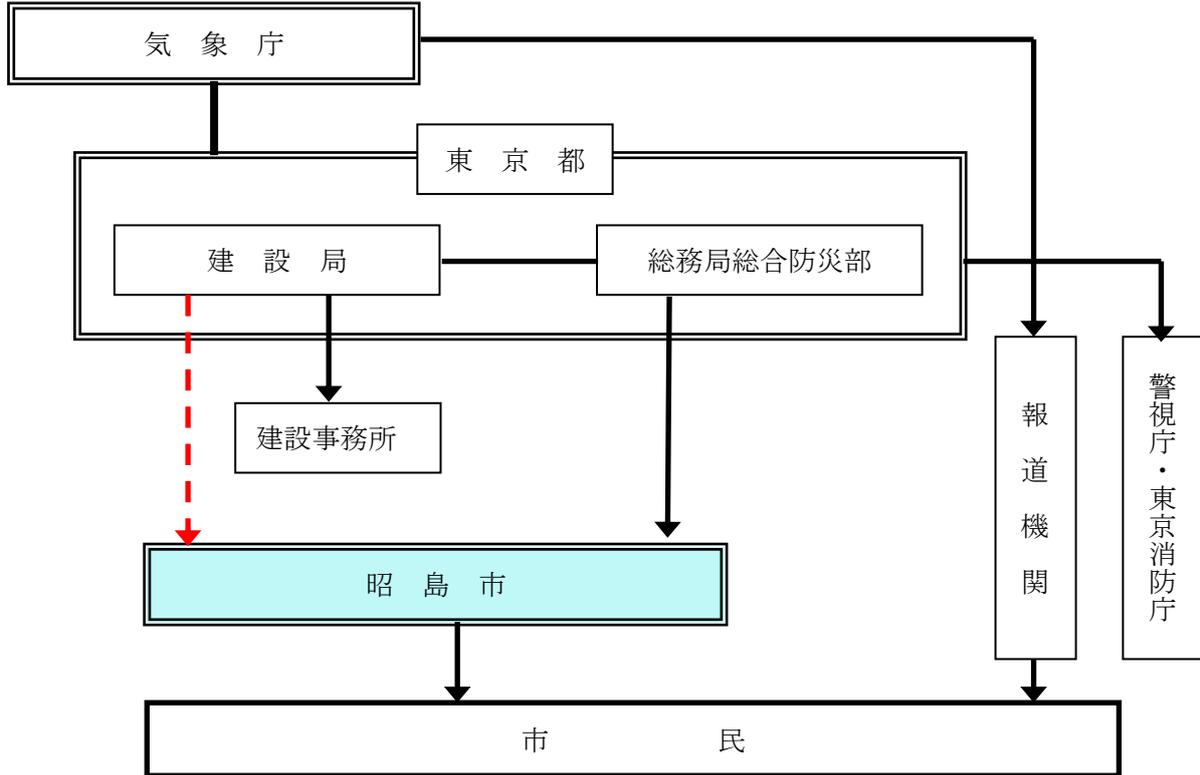
■補足する図
警戒対象地域を示します。

■問い合わせ先

警戒対象地域
 警戒解除地域

第4部 第2章

4 土砂災害警報情報の伝達経路



基本系 —————

補助系 - - - - -

※ 情報伝達の強化として連絡を受けた場合は受令確認を行う。

※ 昭島市総務部防災安全課は、水防担当部署及び避難指示等発令部署としての連絡先とする。

第5節 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の収集・伝達

1 竜巻等の発生に係る情報発表

気象庁では、必要に応じて次のような情報を提供している。

(1) 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報が発表される。この時、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかけている。

(2) 雷注意報

雷注意報は、積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。この時、竜巻などの激しい突風の発生が要される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼び掛けている。

(3) 竜巻注意情報

気象ドップラーレーダーの観測などから、今まさに竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況となっている時に、東京地方又は伊豆諸島に対して竜巻注意情報を発表する。雷注意報が発表されている状況下において発表する情報で、有効期間は発表から1時間とされている。

(4) 竜巻発生確度ナウキャスト

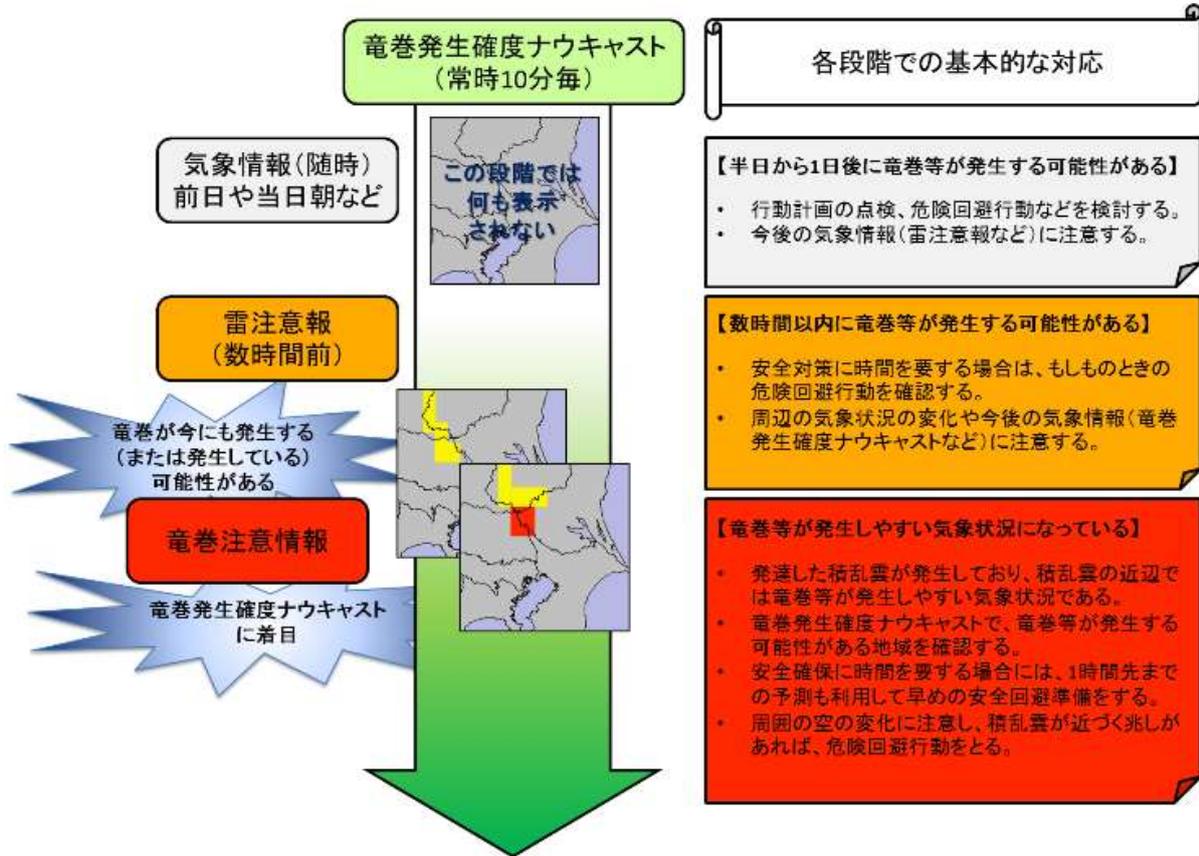
気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測するもので、2段階の発生確度で表示される。

発生確度1 (黄色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。発生確度1以上の地域では、予測的中率 ^{※1} は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、 捕捉率 は80%程度であり、見逃しが少ない。
発生確度2 (赤色表示)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。予測的中率 ^{※2} は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。発生確度が2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。

※1 発生確度1以上の予測的中率：発生確度1以上になった場合を「竜巻あり」の予測とした時、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※2 発生確度2の予測的中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測とした時、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページ）



市は、これらの情報に十分に留意し、危機管理体制を整える。

2 竜巻等突風災害に係る対応の周知・啓発

激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲（概ね一つの県）を対象に発表されるため、竜巻注意情報が発表された地域でも必ずしも竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

このことから、市民に対して以下の対応内容の周知、啓発に努める。

- ・ 竜巻注意情報が発表された場合には、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。
- ・ 人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し、早めの避難開始を心がける。

3 竜巻等が発生した場合の情報及び情報伝達

市内において、竜巻等が発生した場合の情報伝達は、本章第1節4情報の伝達経路の特別警報発表時の伝達経路で実施する。

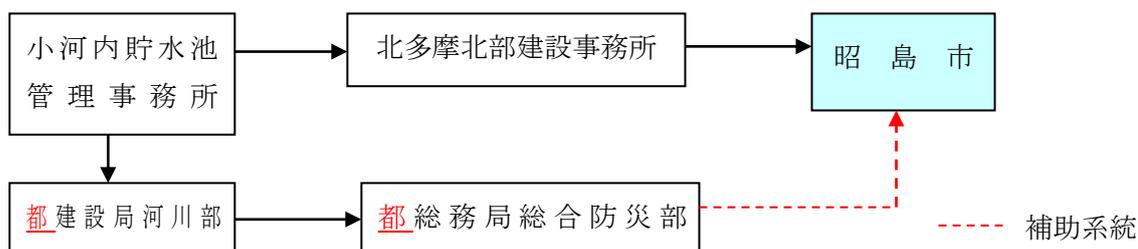
第6節 その他の河川情報の収集・伝達

1 ダム放流通報

(1) 小河内ダム放流通報

ダムの設置者は、洪水が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に、ダムの操作により河川流水の状況に著しい変化を生じるときは、水害を未然に防止する観点から、河川法（昭和39年法律第167号）第48条の規定に基づきあらかじめ関係都道府県知事、市町村長、警察署長に通知しなければならないこととなっている。本市に関連するダム放流通報は、多摩川上流にある小河内ダムの放流通報がある。

(2) 情報伝達経路

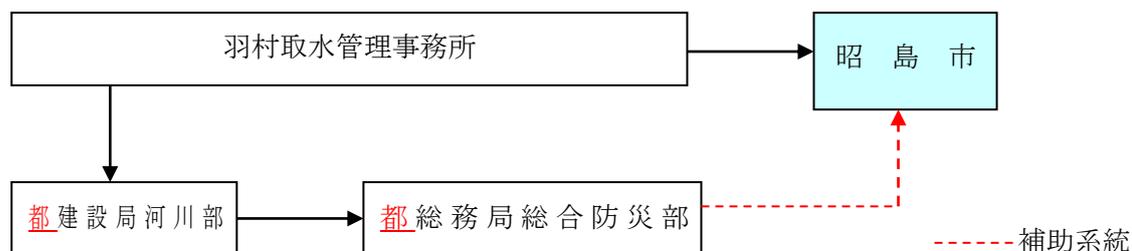


2 その他の通報

(1) 羽村投渡堰通報

都水道局は、羽村市にある羽村取水口において多摩川の水を玉川上水に取水している。洪水が発生した場合、又は発生するおそれのある場合には、この羽村投渡堰を操作し、玉川上水の取水量を調整する。

(2) 情報伝達経路



第3章 水防活動

市は、台風や局地的な集中豪雨などの風水害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、河川の警戒、市内の巡視、避難者等に対する応急活動など、予想される事態や被害に対処するため、水防活動を実施する。

第1節 水防活動の体制

1 水防体制

市が水防活動を実施するための体制を次のとおり定める。

水防体制		活動内容
情報連絡体制		気象予報等の情報収集に当たり、関係職員の連絡体制を確保する。
水防本部体制	水防警戒態勢	情報収集を行い市域の巡視を行うとともに水防活動に必要な資器材等の準備を行う。
	水防第1非常配備態勢	水防活動に必要な人員を確保し、関係機関との連携を図るとともに必要に応じて水防活動を実施する。
	水防第2非常配備態勢	水防第1非常配備態勢では対処できない場合で、消防機関と連携し、市域の一部で水防活動を実施する。
	水防第3非常配備態勢	水防第2非常配備態勢では対処できない場合で、水防本部及び消防機関の全力をもって水防活動を実施する。
災害対策本部体制		被害が大規模で広範囲にわたり災害対策基本法に基づく災害対策本部が必要となったときは、第3部震災応急対策計画、第1章応急活動体制、第1節市災害対策本部の組織及び運営を準用し応急活動を実施する。

2 情報連絡体制

昭島市に気象警報が発表された場合、又は台風の進路等により、48時間以内に市域に気象災害が発生すると予想される場合、総務部防災安全課（以下「防災安全課」という。）は、気象予報や都総務局総合防災部の情報を収集・分析し水防活動に備え、関係部署に情報提供を行う。

また、収集した情報により、事前に災害対策を検討する必要がある場合は、水防対策連絡会議の開催を具申する。

3 水防対策連絡会議

- (1) 情報連絡体制時に、**防災安全課**からの具申及び気象状況等から、副市長の判断により、市域に予想される災害への対応策等を検討するために水防対策連絡会議を開催し、情報の共有を図るとともに、対策の準備に当たるものとする。
- (2) 水防対策連絡会議の委員長は、副市長をもって充て、副委員長は教育長をもって充てる。
- (3) 委員は、市長事務部局の部長及び担当部長、水道部長、議会事務局長並びに教育委員会事務局の部長をもって充てる。
- (4) 水防対策連絡会議では、下記の事項について検討する。
 - ア 水防本部の設置
 - イ 避難所の開設箇所及び開設時期
 - ウ 水防体制の移行時期及び職員配備
 - エ その他必要な事項

4 水防本部体制

情報連絡体制の後、組織的に水防活動を実施する必要がある場合は、水防本部体制に移行する。

第2節 水防本部

市は、気象情報等により市域に風水害が発生することが予想される場合、又は発生した場合は、昭島市水防本部（以下「水防本部」という。）を設置し、警戒及び災害対策に当たる。

1 水防本部の活動態勢

水防本部の活動態勢は、発生が予想される風水害の状況、規模及び継続時間等により、職員の配備状況に応じて次のとおり区分する。

(1) 水防警戒態勢

気象予報、河川情報等により市域に被害が予想される場合で、主に情報収集を行う職員を配備し、情報収集を行い市域の巡視及び河川巡視を行うとともに水防活動に必要な資器材、車両等の準備を行う。

(2) 水防非常配備態勢

事態が切迫し、市域に被害の発生が予想される場合、又は被害が発生した場合で、状況に応じて第1～第3非常配備態勢に区分し、消防機関、消防団と連携して水防活動を行う。

2 活動態勢の決定

市長は、昭島警察署長、昭島消防署長と協議の上、次の基準に基づき水防本部の活動態勢を決定する。

活動態勢	基準
水防警戒態勢	1 昭島市に気象警報が発表され、概ね24時間以内に市域に災害が発生すると予想されるとき 2 多摩川に水防警報の「待機」が発表されたとき 3 大雪警報が発令され、かつ市域に10cm程度の積雪があり、今後更に降り続くことが見込まれるとき。
水防第1非常配備態勢	1 概ね12時間以内に市域で風水害の発生が予想されるとき 2 早期に避難所を開設する必要があるとき 3 水防警報の「待機」が発表されたとき 4 残堀池上、残堀池下の各水位が注意水位（残堀池上 2.14m又は残堀池下 1.90m）に到達したとき 5 気象庁・都から土砂災害警戒情報が発表される見込みとの情報を得たとき 6 積雪により、市域の交通に著しい支障が生じたとき 7 その他、水防本部長が必要と認めたとき
水防第2非常配備態勢	1 市域の一部で風水害が発生し、又は発生が予想されるとき 2 水防第1非常配備態勢で開設する避難所以上に避難所を開設する必要があるとき 3 水防警報の「出動」が発表されたとき 4 残堀池上、残堀池下の各水位が危険水位（残堀池上 3.74m又は残

	堀池下 3.32m) に到達したとき 5 土砂災害警戒情報が発表されたとき 6 その他、水防本部長が必要と認めたとき
水防第3 非常配備態勢	1 市域全域に風水害が発生し、又は発生が予想されるとき 2 水防第2非常配備態勢で開設する避難所以上に避難所を開設する必要があるとき 3 水防警報の「出動・指示」が発表されたとき 4 大雨特別警報（土砂災害）又は記録的短時間大雨情報が発表されたとき 5 その他、水防本部長が必要と認めたとき

3 水防本部設置の手続

(1) 水防本部設置の手続

水防本部の設置は次のいずれかの手続で行うこととする。

ア 水防対策連絡会議で設置が必要と決定した場合、水防本部の設置を市長に具申する。

イ 水防対策連絡会議を開催できない状況等においては、防災安全課長が情報連絡体制により収集した情報を危機管理担当部長に報告し、危機管理担当部長は、収集した情報を分析し、都市整備部長と協議の上、市域に被害の発生するおそれがあると判断した場合は、副市長に報告の上、水防本部の設置を市長に具申する。

(2) 水防本部の設置

市長は、3(1)ア又はイでの具申があったときは、水防本部を設置し、このことを庁内放送等を通じて職員に周知する。

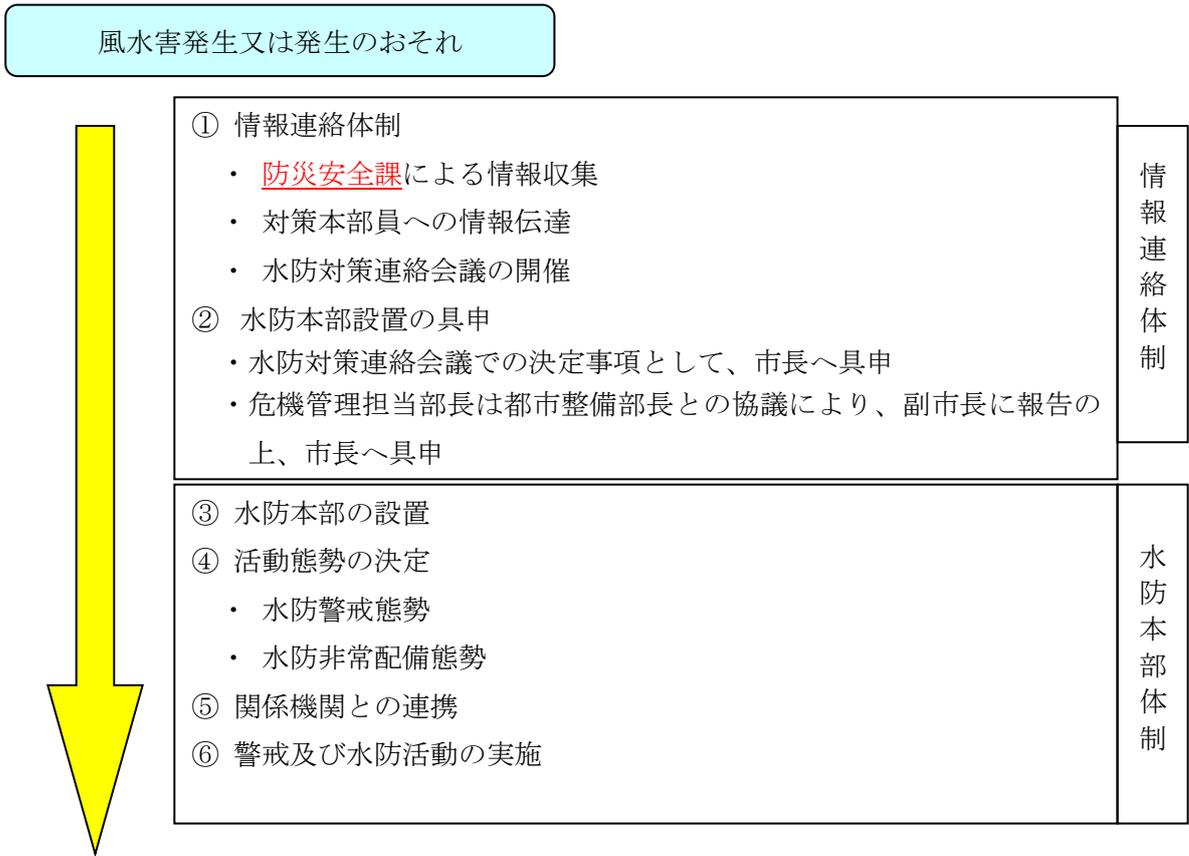
(3) 水防本部設置の通知

危機管理担当部長は、水防本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる機関に水防本部を設置した旨、通知する。

- ア 都総務局総合防災部
- イ 昭島消防署
- ウ 昭島警察署
- エ 昭島市消防団

4 水防体制の流れ

市の水防体制は、状況に応じて概ね次のとおりとする。

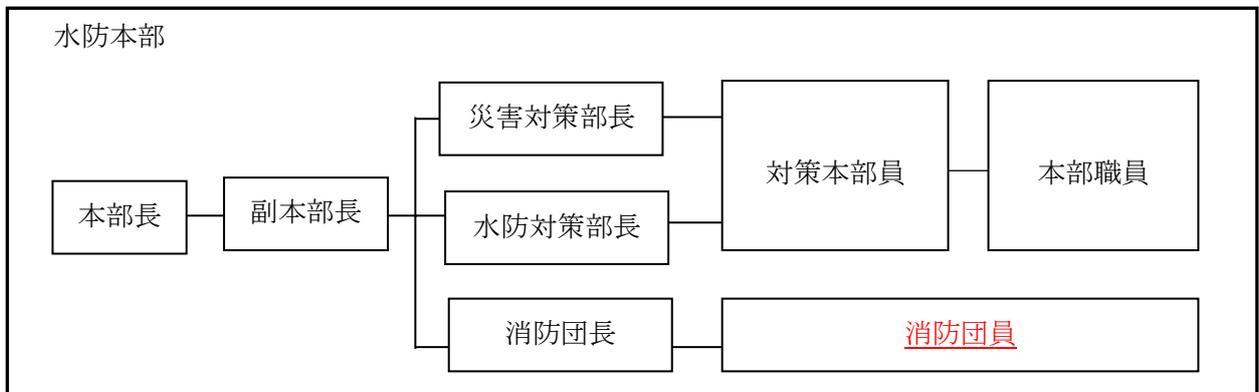


事態の推移に応じて市災害対策本部設置へ移行
 本計画 「第3部 震災応急・復旧対策計画」 「第1章 応急活動体制」
 「第1節 市災害対策本部の組織及び運営」を準用

5 水防本部の組織

水防本部の組織及び構成する職員は次のとおりとする。

(1) 組織



(2) 構成員

(令和2年4月1日現在)

本部長	副本部長	災害対策部長	水防対策部長	対策本部員	本部職員
市長	副市長 教育長	危機管理 担当部長	都市整備部長	企画部長 総務部長 デジタル化担当部長 市民部長 保健福祉部長 <u>保健医療担当部長</u> 子ども家庭部長 環境部長 都市計画部長 区画整理担当部長 会計管理者 水道部長 学校教育部長 生涯学習部長 議会事務局長	秘書課職員 広報課職員 企画政策課職員 財政課職員 <u>総務課職員</u> 職員課職員 <u>防災安全課職員</u> <u>情報システム課職員</u> 検査課職員 市民課職員 課税課職員 納税課職員 生活コミュニティ課 職員 産業活性課職員 福祉総務課員 生活福祉課職員 障害福祉課職員 健康課職員 介護福祉課職員 保険年金課職員 子ども子育て支援課 職員 子ども育成課職員 環境課職員 ごみ対策課職員 清掃センター職員 管理課職員 交通対策課職員 建設課職員 建築課職員 下水道課職員 都市計画課職員 地域開発課職員 区画整理課職員 会計課職員 業務課職員 工務課職員

				<u>教育総務課職員</u> 指導課職員 学校給食課職員 社会教育課職員 スポーツ振興課職員 <u>アキシマエンス管理課職員</u> 市民会館・公民館職員 議会事務局職員 選挙管理委員会事務局職員 監査事務局職員 の内、活動態勢に応じ 配備された職員
		消防団長		消防団員

6 水防本部の業務内容

水防本部における市の各部課の業務は、次のとおりとする。

名 称		業 務 内 容
部	課	
企 画 部	秘 書 課	1 災害に関する広報及び広聴の応援協力に関するこ と。 2 報道機関の対応の応援協力に関するこ と。
	広 報 課	1 災害に関する広報及び広聴に関するこ と。 2 報道機関の対応に関するこ と。
	企 画 政 策 課	1 災害に関する広報及び広聴の応援協力に関するこ と。 2 報道機関の対応の応援協力に関するこ と。
	財 政 課	
総 務 部	<u>総 務 課</u>	1 市庁舎の保全に関するこ と。 2 水防本部の応援協力に関するこ と。
	職 員 課	1 職員招集の応援協力に関するこ と。 2 水防本部の応援協力に関するこ と。
	<u>防 災 安 全 課</u>	1 気象情報の収集伝達に関するこ と。 2 職員招集に関するこ と。 3 各課及び関係機関との連絡調整に関するこ と。 4 住民への情報伝達に関するこ と。 5 水防本部の統括、総合調整に関するこ と。
	<u>情 報 シ ス テ ム 課</u>	1 情報処理機器の保全に関するこ と。

		2 水防本部の応援協力に関する事。
	検 査 課	1 市庁舎の保全の応援協力に関する事。 2 水防本部の応援協力に関する事。
市 民 部	市 民 課	応急主要食料等の運搬に関する事。
	課 税 課	1 応急主要食料等の運搬の応援協力に関する事。 2 避難所（松原町コミュニティセンター、勤労商工市民センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容の応援協力に関する事。
	納 税 課	3 避難所の管理及び運営の応援協力に関する事。 4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関する事。
	生活コミュニティ課	1 自治会との連絡調整に関する事。 2 避難所（松原町コミュニティセンター以下この項において同じ。）の開設及び収容に関する事。 3 避難所の管理及び運営に関する事。 4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。
	産 業 活 性 課	1 避難所（勤労商工市民センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関する事。 2 避難所の管理及び運営に関する事。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。
保 健 福 祉 部	福 祉 総 務 課	1 避難行動要支援者の支援に関する事。 2 部の総合調整に関する事。
	生 活 福 祉 課	避難行動要支援者の支援に関する事。
	障 害 福 祉 課	1 避難所（避難行動要支援者等支援用、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関する事。 2 避難所の管理及び運営に関する事。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。 4 障害者の避難誘導及び救護に関する事。
	健 康 課	1 保健衛生に関する事。 2 医療救護体制の準備に関する事。 3 医療救護体制の対応に関する事。
	介 護 福 祉 課	1 避難所（避難行動要支援者等支援用、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関する事。 2 避難所の管理及び運営に関する事。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関する事。 4 高齢者の避難誘導及び救護に関する事。
	保 険 年 金 課	1 避難行動要支援者の支援の応援に関する事。 2 避難所（避難行動要支援者等支援用、以下この項において同じ。）の開設及び収容の応援に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> 3 避難所の管理及び運営の応援に関すること。 4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援に関すること。
子ども家庭部	子ども子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> 1 学童保育の運営に関すること。 2 避難所（児童センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 3 避難所の管理及び運営に関すること。 4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。
	子ども育成課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所（児童センター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。
環境部	環境課	<ul style="list-style-type: none"> 1 用水路の保全に関すること。 2 崖等危険個所の警戒に関すること。
	ごみ対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所（環境コミュニケーションセンター、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 2 避難所の管理及び運営に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。 4 用水路の保全の応援協力に関すること。
	清掃センター	
都市整備部	管理課	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、危険箇所の警戒及び市内巡視に関すること。 2 水防に関する情報収集に関すること。 3 応急対策に関すること。 4 水防作業に関すること。
	交通対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市内巡視の応援協力に関すること。 2 応急対策の応援協力に関すること。 3 水防作業の応援協力に関すること。
	建設課	
	建築課	
下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共下水道雨水幹線に関すること。 2 応急対策に関すること。 3 水防作業に関すること。 	
都市計画部	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> 1 <u>避難所の開設及び収容の応援協力に関すること。</u> 2 避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。

	地域開発課	<ol style="list-style-type: none"> 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。 4 災害に関する広報及び広聴の応援協力に関すること。
	区画整理課	
会計管理者	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策に必要な現金に関すること。 2 学校避難所の開設及び収容の応援協力に関すること。 3 学校避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。 4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。
水道部	業務課	水道業務に関すること。
	工務課	
学校教育部	教育総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校施設の保全に関すること。 2 学校避難所の開設及び収容に関すること。 3 学校避難所の管理及び運営に関すること。 4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。
	指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童・生徒の安全確保に関すること。 2 都教育委員会との連絡調整に関すること。 3 学校避難所の開設及び収容の応援協力に関すること。 4 学校避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。 5 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。
	学校給食課	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校避難所の開設及び収容の応援協力に関すること。 2 学校避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。 3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。
生涯学習部	社会教育課	<ol style="list-style-type: none"> <u>1</u> 避難所（市立会館、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。 <u>2</u> 避難所の管理及び運営に関すること。 <u>3</u> 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。
	スポーツ振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防対策として屋外スポーツ施設設置物の撤去及び復旧に関すること。 2 スポーツ施設の応急対策に関すること。 3 スポーツ施設の保全業務に関すること。 4 避難所（市立会館、アキシマエンシス以下この項において同じ。）の開設及び収容の応援協力に関すること。

		<p>5 避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。</p> <p>6 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。</p>
	アキシマエンス管理課	<p>1 避難所（アキシマエンス、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。</p> <p>2 避難所の管理及び運営に関すること。</p> <p>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。</p> <p><u>4 文化財及び社会教育施設の保全に関すること。</u></p>
	市民会館・公民館	<p>1 避難所（市民会館・公民館、以下この項において同じ。）の開設及び収容に関すること。</p> <p>2 避難所の管理及び運営に関すること。</p> <p>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整に関すること。</p>
議 会 事 務 局		<p>1 市議会議員との連絡調整に関すること。</p> <p>2 学校避難所の開設及び収容の応援協力に関すること。</p> <p>3 学校避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。</p> <p>4 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。</p>
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局		<p>1 避難所（市立会館、市民会館・公民館以下この項において同じ。）の開設及び収容の応援協力に関すること。</p> <p>2 避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。</p> <p>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。</p> <p>4 避難行動要支援者の支援の応援に関すること。</p>
監 査 事 務 局		<p>1 避難所（市立会館、市民会館・公民館以下この項において同じ。）の開設及び収容の応援協力に関すること。</p> <p>2 避難所の管理及び運営の応援協力に関すること。</p> <p>3 避難者の誘導及び避難所相互の連絡調整の応援協力に関すること。</p> <p>4 避難行動要支援者の支援の応援に関すること。</p>

第3節 水防本部体制の職員配備

水防活動を円滑に実施するため、市の職員の初動体制を活動態勢に応じて確保する。配備職員の人員については、以下の配備基準を参考に状況に応じて担当部長が決定する。

1 水防警戒態勢及び水防非常配備態勢の職員配備

別途定める基準に基づき職員を配備する。

ただし、避難所の運営や雪害により除雪業務などに当たる人員が不足する場合は、水防警戒態勢及び水防非常配備態勢の職員配備の基準によらず、必要に応じ、職員を配備するものとする。

2 勤務時間外の職員配備態勢

(1) 職員招集

市長は、夜間、休日等の勤務時間外に気象警報の発表があったとき、又は水防活動の必要が生じた場合は、水防本部体制の職員配備基準に基づき必要な水防本部職員を招集する。

なお、職員配備基準による召集では人員に不足が生じる場合は、職員配備基準以外の職員の召集を行えるものとする。

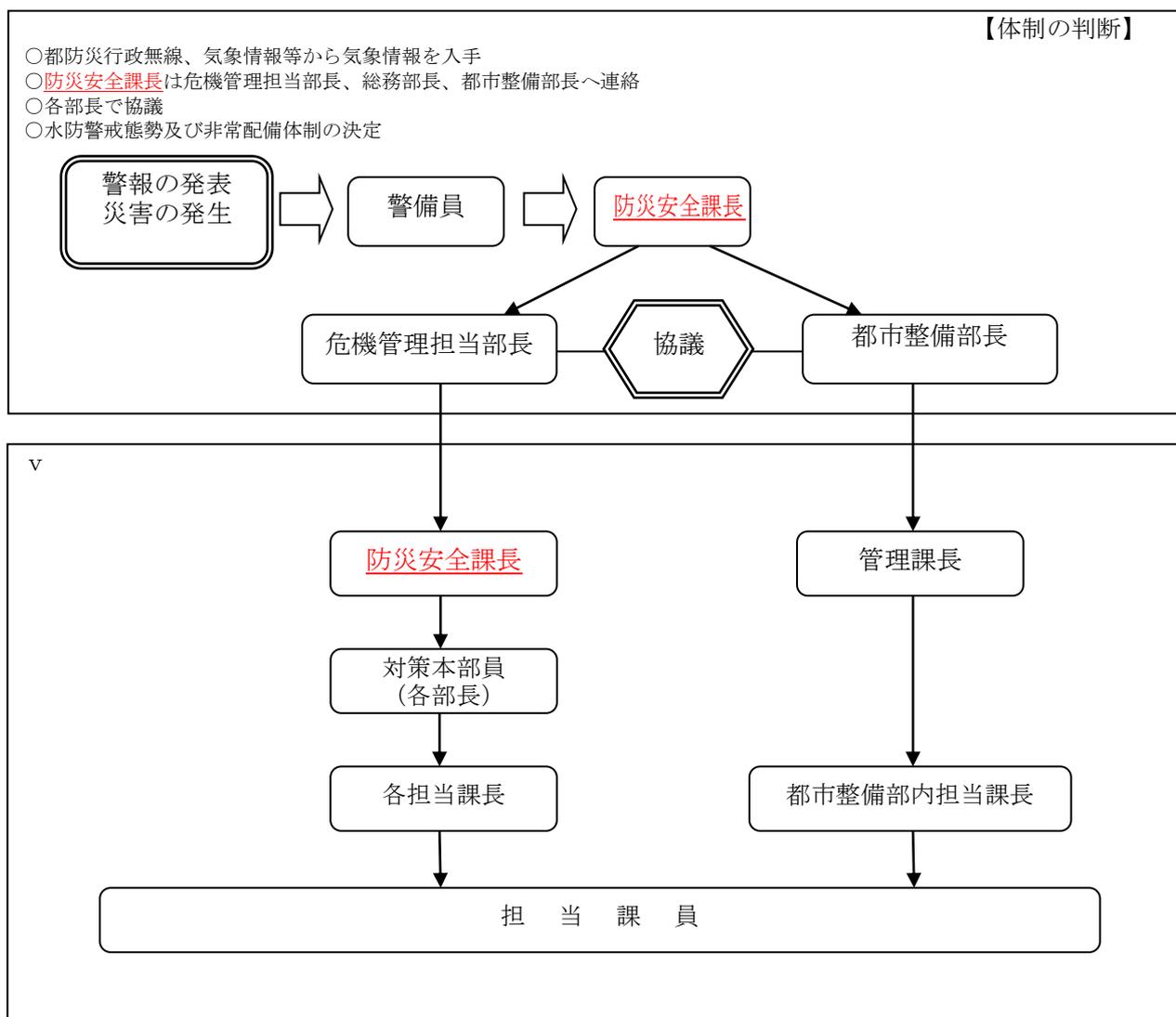
(2) 職員参集

水防本部職員は、夜間、休日等の勤務時間外に職員招集があった場合は、速やかに参集する。

(3) 参集の連絡体制

災害発生等から水防本部員参集までの連絡体制は、原則として次のとおりとする。

3 勤務時間外の連絡体制



第4節 市の水防活動

1 水防活動の概要

市の水防活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡し、必要な措置を求める。
- (2) 気象状況及び河川の水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。
- (3) 市域を巡視し、浸水被害及び降雪被害防御等のための水防活動を行う。
- (4) 水防活動に必要な技術指導を行う。
- (5) 水防活動に必要な資器材の調達を行う。
- (6) 本部職員及び消防団員に対する準備及び出動の指示を行う。
- (7) 消防機関に対する準備及び出動の要請を行う。

2 水防警戒態勢の活動

水防本部体制のうち水防警戒態勢の活動は、次のとおりとする。

- (1) 資器材の調達
防災安全課及び**管理課**職員は、水防活動に必要な資器材や車両を調達し、出動の準備を行う。
- (2) 河川等の警戒・巡視
防災安全課及び**管理課**職員は、河川及び市域の水防危険箇所を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに災害対策部長及び水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。
- (3) 公共下水道雨水管の巡視
下水道課職員は、公共下水道雨水管きよを巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。
- (4) 用水の警戒・巡視
環境課職員は、市域の用水を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに災害対策部長に報告する。
- (5) 避難所の開設準備
気象状況や河川の水位等を踏まえ、開設する避難所を決定し、開設するための資器材等の準備を行う。
- (6) 降雪時の対応
都市整備部職員は、市域の主要な道路及び駅の周辺を巡視し、警戒活動を行う。異常を発見したときは、直ちに水防対策部長に報告し、事態に応じた水防活動を実施する。
水防対策部長は、災害対策部長と協議し、除雪活動に必要な人員を本部長に報告し、本部長は、必要な職員を配備する。
- (7) 要配慮者対応
避難対策班は、避難に備え要配慮者の情報把握及び連絡体制の確認等を行う。
- (8) ホームレス対策
防災安全課及び**生活福祉課**職員は、多摩川河川敷に居住するホームレスに対して、事前に避難するよう、必要な警告を行う。

(9) 消防団の待機指示

本部長は、水防活動に備え消防団に対し、待機の指示を行う。

3 水防非常配備態勢の活動

水防本部体制のうち水防非常配備態勢の活動は、次のとおりとする。

(1) 消防機関及び消防団に対する要請

本部長は、事態の状況に応じて次のとおり消防機関及び消防団へ水防活動の準備及び出動を要請する。

準備	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報により、待機又は準備の警告があったとき。 ・河川の水位が、指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されるとき。
出動	<ul style="list-style-type: none"> ・水防警報により、出動又は指示の警告があったとき。 ・河川の水位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき。 ・その他水防活動上必要と認められるとき。

(2) 河川の水防活動

本部長は、堤防その他の河川施設に浸水等の被害を確認したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに被害を最小限に食い止めるため、昭島消防署、消防団等と連携し浸水の防御活動に当たる。

また、本部長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者を作業に従事させることができる。

(3) 雪害時の除雪活動

本部長は、積雪により市域の交通に著しい支障が生じている場合、積雪の程度に応じ、必要な職員を招集し、除雪活動を実施する。

また、必要があると認める時は昭島市建設業協会に対する応援要請を行う。

(4) 警戒区域の設定

本部長は、水防活動のため特に必要があると認めるときは、昭島警察署長及び昭島消防署長と協議の上、警戒区域を設定し、水防活動に従事する者以外の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずることができる。

(5) 避難所の開設

本部長は、気象状況や住民からの要望等を踏まえ、必要に応じて避難指示等の発令前に避難所を開設し、住民の早期の避難に配慮する。

(6) 避難指示等の発令

本部長は、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者に対し、避難のための立退きを指示する。

(7) 警察への要請

本部長は、水防活動のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のために昭島警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(8) 応援要請

本部長は、水防のため緊急の必要があると認めるときは、都及び他の水防管理者に対して応援を要請する。

4 河川の決壊時の措置

堤防その他の河川施設が決壊又はこれに準じる事態となったときは、次のとおり措置する。

- (1) 本部長は、直ちに都水防本部（建設局河川部及び北多摩北部建設事務所）へ通報するとともに、昭島警察署、昭島消防署、消防団及び関係機関に通知する。
- (2) 決壊後であっても、本部長及び消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (3) 洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、本部長又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知するものとする。

5 住民への広報

本部長は、浸水被害のおそれがある地域の住民に対して、防災行政無線等を活用し、状況を伝達するとともに、必要に応じて自主的な避難を促すための広報を行う。

また、避難指示等を発令した場合は、昭島消防署、昭島警察署、消防団の協力を得て、該当する地域住民にあらゆる広報施設を利用し、避難指示等を伝達する。

6 水防活動報告

本部長は、水防活動終了後3日以内に「水防活動報告書（速報版）」により活動箇所ごとに取りまとめ、北多摩北部建設事務所へ報告する。

また、公共土木施設に関する被害が生じたときは、被害後速やかに「被害報告表」によりFAXで建設局河川部へ報告する。更に、被害の発生に伴い災害復旧を申請する場合は、災害終息後7日以内に概算被害額を算定し、同表を建設局河川部へ提出する。

7 消防団の活動

消防団の水防活動は、次のとおりとする。

(1) 水防区域

消防団が受け持つ水防区域は、市全域とする。また、各消防分団が受け持つ水防区域は、特別の指示がない限り、各分団の担当区域とし、多摩川の受け持ち区域については次のとおりとする。

区 分	担 当 分 団
八高線鉄橋から下流	第1分団・第2分団
八高線鉄橋から拝島橋まで	第2分団・第3分団
拝島橋から上流	第3分団・第4分団

(2) 通報

ア 消防団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じて、**消防団本部**に通報するものとする。

イ **消防団本部**は、分団長からの通報を受けた場合は、直ちに市長（水防管理者）及び昭島消防署長に通報するものとする。

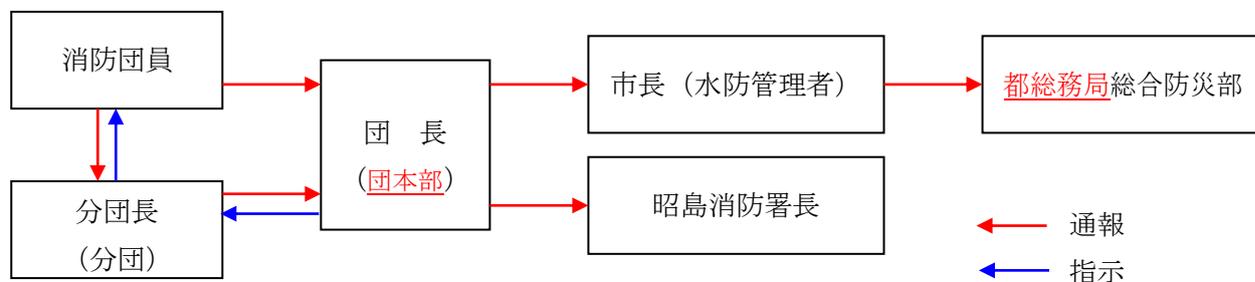
(3) 出動の指示

ア 消防団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、又は発生したとき、若しくは分団長からの通報を受けたときには、水防管理者である市長及び昭島消防署長と協議の上、必要な消防団員の出動を指示するものとする。

イ 分団長は、分団の担当区域内に水災の発生するおそれがあると認められるとき、又は発生したときは、その被害の規模に応じて消防団員を出動させるものとする。この場合、分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団長（**団本部**）へ報告しなければならない。

(4) 指示等の伝達

通報や指示等の伝達は、次のとおり実施する。



(5) 活動の基準

水防活動は、次の基準により実施する。

区 分	内 容
待 機	団員は、自宅に待機し、必要に応じて直ちに出動できる体制
準 備	水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等、出動の準備体制
出 動	消防団が被害現場に出動する体制
解 除	水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防態勢の終了の通知

(6) 監視及び警戒

分団長は、気象状況等により分団の担当する区域内が水防上危険であると認められるときは、分団員に監視及び警戒を指示し、事態に即応した措置を講じるものとする。

(7) 水防作業報告

各分団において、水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時**団本部**へ報告するものとし、報告を受けた**団本部**は、各分団の作業を集計した後、市（市本部）及び昭島消防署へ報告するものとする。

第5節 都市型水害への対応

近年、記録的な豪雨の発生や市街化の影響などにより都市型水害が多く発生するようになった。河川や下水道の整備には多額な費用と多くの時間を要するため、十分な水害対策を行うには困難性がある。また、近年の被害状況からは、短時間の局地的な豪雨には従来からの治水事業や下水道整備にたよった対策では限界があることが検証されている。一方、市内に整備されている農業用水路は、取水を止めることにより、雨水の排水路としての機能を担っている。こうしたことから、市は次の対策を講じる。

1 浸水対策

市は、抜本的な雨水対策として、公共下水道雨水幹線の整備を順次行っているが、局地的な集中豪雨に対しては、道路排水を目的とした雨水管の布設や貯留浸透槽の設置により、段階的に浸水区域の解消を図る。

また、農業用水路は、取水を止めることにより、雨水の排水が可能であり、排水路としての活用を図れる。

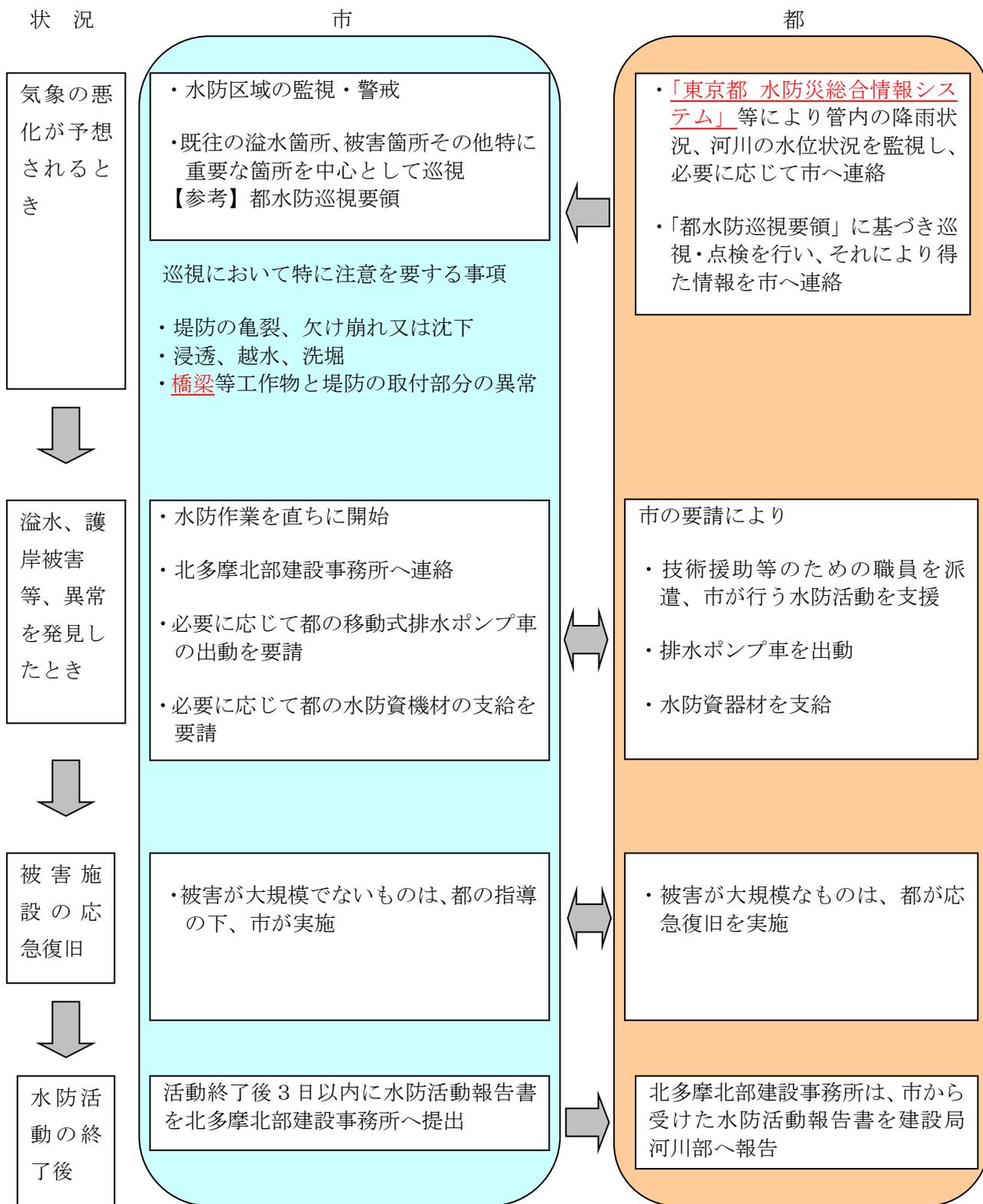
2 減災への対策

短時間に局地的な被害をもたらす都市型水害に対処し、被害を最小限に食い止めるには、これまでの治水事業の促進や組織的な水防活動に加え、住民一人ひとりが水害の危険性を認識し、いち早く避難できる態勢を整えておくことが重要である。

そのため、市は、昭島消防署、関係機関と連携し、都市型水害防止に関わる様々な情報をあらかじめ住民に周知するとともに、集中豪雨による被害が発生した場合は、被害軽減のための迅速な情報伝達に努める。

第6節 東京都との連携

市は、状況に応じて次のとおり、都と連携して水防活動を実施する。



第7節 水防活動に係る協力体制の推進

市の水防力の強化を図るためには、多様な主体の参画による地域の水防力の強化が必要であり、平成25年6月に改正された水防法を踏まえ、以下の協力体制を推進する。

1 河川管理者の水防への協力体制の推進

市は、多摩川、残堀川による浸水被害に対応するため、河川管理者と協議の上、河川に関する情報の提供、水防訓練への参加等、河川管理者の水防活動への協力体制を進めていく。

2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等における自主的な避難確保、浸水防止対策の推進

(1) 要配慮者利用施設

ア 市は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保を図る必要がある要配慮者利用施設を把握し、市の地域防災計画に施設の名称及び所在地を定め（資料 35 参照）、施設の所有者または管理者への洪水予報等の通知、伝達方法を確立する。

イ 前アの施設の所有者又は管理者は、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。また、当該計画に基づく訓練を実施しなければならないほか、施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。

ウ 前イの計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画、又は水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第15条に定める自衛水防組織の構成員等の事項を、遅滞なく、市長に報告しなければならない。当該計画または当該事項を変更したときも、同様とする。また、当該計画に基づく避難の確保のための訓練を実施した結果を市長に報告しなければならない。

エ 市は、前イの計画に技術的助言を行うとともに、事業者等が行う訓練への支援・協力を行う。

オ 市は、前ウの計画又は自衛水防組織の構成員等の事項の報告を受け付けるとともに、自衛水防組織を設置した場合の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を確立する。

(2) 大規模工場等

ア 市は、浸水想定区域内にある大規模な工場その他の施設（(1)の施設を除く）を市の条例で定める。

イ 市は、前アの施設で、洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものの内、当該施設の所有者又は管理者から申出があった施設について、市の地域防災計画に施設の名称及び所在地を定め、施設の所有者又は管理者への洪水予報等の通知、伝達方法を確立する。

ウ 前イの施設の所有者または管理者は、当該施設の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく訓練を実施するほか、当該施設の洪水時の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くように努めなければならない。

エ 前ウの計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、当該計画または自衛水防組織の構成員等の事項を市長に報告する。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

オ 市は、前ウの計画に技術的助言を行うとともに、事業者等が行う訓練への支援・協力を行う。

カ 市は、前エの計画又は自衛水防組織の構成員等の事項の報告を受け付けるとともに、自衛水防組織を設置した場合の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を確立する。

3 水防協力団体の指定

水災害からの被害の軽減を図るためには、地域の協力が大切である。市は、地元企業や自治会などと連携した水防活動ができるよう、水防協力団体の指定に努めていく。

(1) 水防協力団体の指定対象

一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会、ボランティア団体等

(2) 水防協力団体の業務

ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

イ 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

ウ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

エ 水防に関する調査研究を行うこと。

オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

カ 前ア～オに掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

(3) 水防協力団体の指定

ア 市は、水防協力団体の申請により、指定することができる。

イ 市は、水防協力団体を指定した場合は、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

ウ 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ市に届け出なければならない。

エ 市は、前ウの届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第4章 避難計画

風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体、財産を守るため特に必要があると認めるときは、市長は、避難指示等を発令し、安全な場所に避難誘導を行う。

第1節 避難所

1 避難所の指定

風水害における避難所は、第3部第7章「避難者対策」で定義するものとする。ただし、平成28年5月30日に国土交通省京浜河川事務所が作成した「多摩川浸水想定区域図」及び令和元年12月に都建設局が公表した「想定し得る最大規模の降雨が発生した場合のシミュレーション結果の残堀川流域浸水予想区域図」において、浸水想定区域内にある避難所は、浸水時には使用できなくなる場合がある。このことから、浸水時に使用できなくなる可能性のある避難所以外を災害対策基本法第49条の4で定める指定緊急避難場所として指定する。（資料8「指定緊急避難場所等一覧表」参照）

2 自主避難所

市からの避難指示等の発令の前に、台風の接近や集中豪雨などによる気象状況等を踏まえ、自主的に避難する住民のために、一時的に避難所を開設する。

なお、避難指示等の発令後は、通常の避難所として開設する。

3 避難所の開設

避難所の開設は、あらかじめ指定してある避難所のうち本部長が必要に応じて開設するものとする。

また、避難所の開設に際しては、要配慮者の避難状況に応じて、二次避難所（福祉避難所）の開設についても早期に検討することとする。

なお、避難所を開設したときは、速やかに都に報告する。

4 避難所の運営

自主避難所等の運営は、市職員及び第2部第8章第4節「避難所の運営管理体制の整備等」で設置している学校避難所運営委員会の運営委員長等が、事前に指定する避難所の運営を実施するほか、水防本部の避難所担当課が指定する職員が施設管理者の協力を得て実施する。

なお、大規模な被害が発生して避難所を長期に開設する場合には、第3部第7章第2節6「避難所の運営等」に準じる。

第2節 避難指示等

1 避難指示等の発令

(1) 市長の発令

市長は、市民の安全を確保するため緊急に避難する必要があると認めるときは、昭島警察署長、昭島消防署長と協議の上、避難のための立退きを指示し、急を要する場合は緊急安全確保措置を指示する。この場合、市長は、直ちに知事に報告するものとする。

(2) 警察官の避難指示

現地において著しい危険が切迫しており市長が避難指示等を発するいとまがないと認めるとき、又は市長から要求があった場合は、警察官は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、警察官は、直ちに市長に報告する。

2 避難指示等の発令の判断基準

市は、気象情報、河川流域の雨量や水位情報及び現地警戒情報等の収集を図るとともに、都の情報提供等技術的支援を受け、総合的な判断を行い、住民が避難に要する時間を考慮した上で避難場所を指定し、避難指示等を発令する。

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月内閣府（防災担当））に基づく避難指示等の発令の標準的な判断基準は、下表のとおりである。

【避難指示等により居住者等がとるべき行動】（再掲）

警戒レベル※ ¹	区 分	居住者等がとるべき行動等
レベル3	高齢者等 避難	<p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※ 避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなどの普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
レベル4	避難指示	<p>●居住者等が取るべき行動：危険な場所から全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
レベル5	緊急安全確保	<p>●居住者等が取るべき行動：命の危険 直ちに安全確保！</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

※ 資料 36 「警戒レベルと警戒レベル相当情報の一覧表」参照

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

多摩川洪水に係る避難指示等の判断基準については、以下のとおりとする。

【多摩川洪水に係る避難指示等の発令の判断基準】

水位観測所	調布橋
対象地区	大神町4丁目2番～3番・18番～30番、郷地町2丁目1番～4番・6番～38番、郷地町3丁目1番～17番、田中町3丁目1番～3番・5番～8番・10番、田中町4丁目1番、中神町1丁目5番～6番、中神町2丁目4番～29番・31番～37番、中神町3丁目1番～10番、拝島町4丁目4番～12番・18番～21番、拝島町5丁目3番～7番・12番～13番、福島町1丁目15番～22番、福島町2丁目11番～12番・14番・21番～35番、福島町3丁目1番～24番、宮沢町2丁目33番～34番・36番～40番、宮沢町3丁目1番～8番・13番～15番
高齢者等避難	避難判断水位（1.20m）に到達し更に水位上昇が見込まれるとき、概ね2～3時間後に調布橋水位が氾濫危険水位（1.60m）に到達すると見込まれるとき、又は堤防の軽微な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される時、又は洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当」になった場合
避難指示	氾濫危険水位（1.60m）に到達したとき、又は堤防の異常な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される時、又は洪水の危険度分布で「氾濫危険水位の超過に相当」になった場合、又は小河内ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合
緊急安全確保	<u>氾濫開始相当水位（多摩川右岸 3.82m・多摩川左岸 5.91m）に到達したとき</u> 、又は洪水の危険度分布で「氾濫している可能性」になった場合、又は決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき

【対象地域の災害の様相】

想定浸水深さ	対象地区	災害の様相
50cm未満	大神町4丁目3番・23番、郷地町2丁目1番～4番・27番～38番、郷地町3丁目1番～2番・4番～6番・8番・10番～11番・16番～17番、田中町3丁目5番29号～30号・7番～8番・10番、田中町4丁目1番、中神町1丁目5番～6番、中神町2丁目4番・13番・19番～24番・26番～27番・31番、中神町3丁目1番～7番・9番～10番、拝島町4丁目4番～12番・19番～21番、拝島町5丁目3番～5番、福島町1丁目15番～17番・20番・22番、福島町2丁目11番～12番・14番・21番・25番、福島町3丁目1番～24番、宮沢町2丁目33番～34番・36番、宮沢町3丁目7～8番	床下浸水
50cm以上 1m未満	大神町4丁目2番・22番・24番～25番、郷地町2丁目6番～26番、郷地町3丁目7番・9番・12番～15番、田中町3丁目3番・5番7号～28号・6番、中神町2丁目5番～6番・12番・16番～18番・25番・28番～29番・32番～37番、中神町3丁目8番、拝島町4丁目18番、拝島町5丁目6番～7番、福島町1丁目18番～19番・21番、福島町2丁目22番～24番・26番～30番・32番・34番～35番、宮沢町3丁目1番～6番・13番・15番	床上浸水

1 m以上 2 m未満	大神町4丁目18番～21番・26番～30番、郷地町3丁目3番、 田中町3丁目1番～2番・5番1号～6号、中神町2丁目7～11番・14番～15番、 拜島町5丁目12番～13番、福島町2丁目31番・33番、 宮沢町3丁目14番	平屋水没
----------------	--	------

(資料3「ハザードマップ」参照)

【残堀川流域浸水予想について】

都及び区市で構成される都市型水害対策連絡会では、平成12年9月に発生した東海豪雨（総雨量589mm、時間最大雨量114mm）と同等の豪雨が都内で発生した場合を想定したシミュレーションを実施し、平成17年6月に残堀川流域浸水予想区域図を作成したが、平成27年5月の水防法改正を踏まえ、対象降雨を「東海豪雨」から「想定し得る最大規模の降雨※（降雨量690mm、時間最大雨量153mm）」に変更して浸水予想区域図を令和元年に改定した。本市における浸水予想地域は下記のとおりである。
※「想定し得る最大規模の降雨」：1年間にその規模を超える降雨が発生する確率が概ね1000分の1以下の降雨

【残堀川洪水に係る避難指示等の発令の判断基準】

水位観測所	残堀池上，残堀池下
高齢者等避難	注意水位（残堀池上2.14mまたは残堀池下1.90m）に到達したとき、又は堤防の軽微な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される時
避難指示	危険水位（残堀池上3.74mまたは残堀池下3.32m）に到達したとき、又は堤防の異常な漏水、浸食等が発見されたとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想される時、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される時
緊急安全確保	決壊や越水・溢水の発生する恐れがある場合、又は決壊や越水・溢水が発生したとき

【対象地域の災害の様相】

想定浸水深さ	対象地区	災害の様相
50cm未満	東町1丁目1・3～6・8～13番，東町2丁目1～6番，東町3丁目4～15番，東町4丁目1～13・15～21番，東町5丁目1～13番，郷地町1丁目1～5・14・15・17～20・22・23・25・26番，築地町244・249・320番，中神町1226・1228・1231～1233・1237～1239・1260・1282・1284・1304・1314・1315・1318・1331・1345・1357・1358・1364・1366・1367・1371・1373・1374・1380・1388・1391・1394番，福島町904・908・910・1011・1014，美堀町1丁目2・5～23・25～31・33番，美堀町2丁目1～14・17～26番，美堀町3丁目1～3・7～9・14～18番，武蔵野2丁目14～18，20～24番，もくせいの杜1丁目1～5番，もくせいの杜2丁目1～6番，もくせいの杜3丁目	床下浸水
50cm以上 1m未満	東町1丁目5・6・16番，東町2丁目2・3・5番，東町4丁目17・18・20～22番，東町5丁目3～5・7～11番，郷地町1丁目3・14～17・23・25番，中神町1260・1312・1314・1345・1373番，美堀町1丁目2・5・6・9・10・18番，美堀町2丁目1・3～6・18～22番，美堀町3丁目14・15番，もくせいの杜2丁目1・3～5番，もくせいの杜3丁目	床上浸水
1m以上 2m未満	東町1丁目5・6番，郷地町1丁目15・17番，中神町1345・1373番，もくせいの杜2丁目3～5番，もくせいの杜3丁目（昭和記念公園内の一部）	平屋水没

2 m以上	もくせいの杜3丁目（昭和記念公園内の一部）	
-------	-----------------------	--

（資料3「ハザードマップ」参照）

急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域に係る避難指示等の発令の判断基準については、以下のとおりとする。

【急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害（特別）警戒区域等に係る避難指示等の発令の判断基準】

高齢者等避難	大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒」となった場合、又は数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定されるとき、又は大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき
避難指示	土砂災害警戒情報が発表されたとき、又は土砂災害の危険度分布が「非常に危険」となった場合、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近、通過することが予想されるとき、又は発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき、又は土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
緊急安全確保	大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合、又は土砂災害が発生したとき

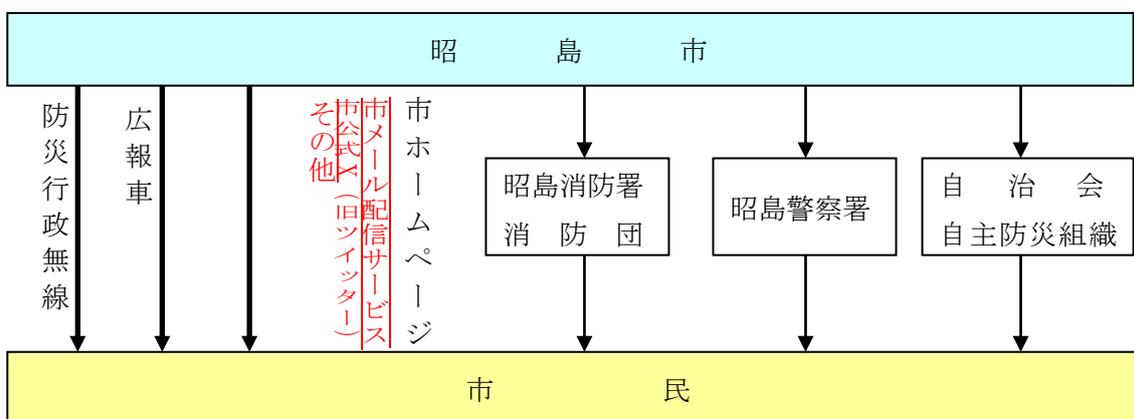
3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、昭島警察署長及び昭島消防署長と協議の上、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

4 避難指示等の広報

避難指示等の伝達は、昭島警察署、昭島消防署、消防団等の協力を得るなど、あらゆる広報手段を利用して、当該地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達する。

【避難指示等の伝達方法】



5 避難誘導

市本部は、避難指示等の発令があった場合は、昭島警察署、昭島消防署、消防団、自主防災組織、自治会等の協力を得て、迅速な避難誘導を行う。学校教育部、生涯学習部の職員は、あらかじめ指定してある学校、市立会館等の避難所を開設し、避難住民の受入態勢を整える。

第3節 要配慮者対策

要配慮者対策については、第2部第12章「要配慮者対策」による事前対策を講ずるほか、次のとおりとする。

1 情報伝達

(1) 広報等による避難指示等の伝達

市は、避難指示等について防災行政無線及び広報車等を利用し広報するとともに、避難指示等を発令した場合は、避難行動要支援者に確実に情報伝達できるよう、昭島警察署、昭島消防署、消防団など、関係機関の協力を得て、個別に情報伝達を行うこととする。

また、視覚や聴覚に障害があり通常の防災行政無線等の広報では情報伝達が困難な者に対する災害時の情報伝達方法について検討を行う。

(2) 浸水想定区域内施設への洪水予報等の伝達

市は、多摩川浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内にある要配慮者が利用する施設について、あらかじめ施設管理者と洪水予報等の伝達方法について協議を行い、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(3) 施設への避難指示等の伝達

避難対策班は、要配慮者を収容する施設に対し、あらかじめ市と施設間で定めた伝達方法により、避難指示等の伝達を行う。

2 高齢者等避難の発令・伝達

市は、人的被害の発生する可能性が高まった状況において、避難に時間を要する避難行動要支援者に対し、避難開始を促す高齢者等避難を発令するとともに、その迅速・確実な伝達体制の整備に努める。

3 避難誘導

避難対策班は、避難地域に居住する避難行動要支援者を抽出し、昭島警察署、昭島消防署、消防団、福祉関係機関等と連携し、的確な避難誘導に努める。

4 避難所対策

市は、避難所を開設した場合は、第3部第7章第2節9「要配慮者対策」を準用し、避難生活の利便を図る。

第5章 関係機関の水防活動

第1節 昭島消防署の活動

昭島消防署は本署、昭和出張所、大神出張所を活動拠点として水防活動にあたる。

1 部隊の編成

水防活動隊を次のとおり編成する。

(1) 水防切替小隊

水防切替小隊は、水防第1非常配備態勢及び水防第2非常配備態勢の発令により編成し、浸水地における避難誘導、救助、水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。

(2) 水防小隊

水防小隊は、水防第2非常配備態勢以後に編成し、浸水地における避難誘導、救助、水防工法、署隊本部支援その他必要な水防活動に従事する。ただし、水防第1非常配備態勢発令時において、必要がある場合は水防小隊を編成することができる。

(3) 監視警戒隊

監視警戒隊は、水防第2非常配備態勢以後に編成し、監視警戒計画に基づき、水災発生のおそれがある箇所の監視警戒、広報活動その他必要な活動に従事する。ただし、水防第1非常配備態勢発令時において、必要がある場合は監視警戒隊を編成することができる。

(4) 水防指揮隊

水防指揮隊は、水防第1非常配備態勢以後、必要に応じて編成し、水災現場において指揮その他必要な活動に従事する。

2 現場活動

(1) 水災が発生し、又は発生しようとしている現場において、人命危険の防止及び災害応急対策の円滑を図るため、特に必要があると認めた場合は、水災警戒区域を設定して水防関係者以外の者の立入禁止若しくは制限し、又は当該区域からの退去等の措置を行うものとする。

(2) 水防活動に際しては、二次災害の未然防止のため警戒要員の配置、地形、周囲の状況に応じた危険要因の把握、緊急時の連絡体制及び退路の確保等万全な措置を行うものとする。

(3) 水災現場の状況等から判断して、水防部隊及び資器材等の増強を必要とする場合は、躊躇することなく、署隊本部等に要請するものとする。ただし、水防活動のため緊急の必要がある場合は、水災現場において必要な土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材の使用等臨機応変な対応を行うものとする。

(4) 水防活動の実施に当たっては、水防管理者及び河川管理者と相互に協議し、水災現場に適合した水防工法を決定するものとする。

(5) 関係機関と連携して水防活動を実施する場合は、人員、資器材等を考慮し、作業担当区分を決定し効率的に行うものとする。

(6) 水災の状況からして、付近住民の安全確保が困難であると判断した場合は、警防本部に報告するとともに、水防管理者及び昭島警察署長と協議し避難させるものとする。ただし、現場最高指揮者

は、危険が切迫し緊急に避難させる必要があると判断した場合、署隊本部に報告するとともに、直ちに付近住民に対し避難の指示を行うものとする。

3 水防態勢の発令

消防職員への水防態勢の発令は、次のとおり実施する。

発令者	警防副本部長（警防部長）、方面本部長及び署長
発令時期	1 管轄区域で大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、情報収集体制の強化を必要と認めたとき。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・署隊本部の設置 ・情報収集（気象、河川水位等に関する情報収集体制の強化） ・水防資器材等の確認 ・水災発生危険箇所の確認及び広報

4 警防本部長の水防非常配備態勢の発令基準

消防職員への水防態勢の発令基準は、次のとおりとする。

態勢	発令基準	配備人員
水防第1非常配備態勢	1 台風の進路が東日本に予想される場合又は東京地方に高潮注意報が発表された場合で、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京湾内湾に津波警報（大津波）が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防第2非常配備態勢	1 台風が関東地方に接近すると予想される場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 気象状況その他の事象により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね3分の1
水防第3非常配備態勢	1 台風が東京地方に接近した場合又は高潮警報若しくは暴風警報が発表された場合において、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 東京消防庁管下区市町村のいずれかに大雨特別警報、高潮特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 3 気象状況その他の事象により、大規模な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の職員の概ね半数

水防第4非常配備態勢	1 東京消防庁管下全域に大雨特別警報又は暴風特別警報が発表されたとき。 2 気象状況その他の事象により、甚大な被害の発生が予想され、又は発生したとき。	全職員
------------	--	-----

5 局地的な集中豪雨等の予想、又は発生した場合の方面隊長又は署隊長の発令基準

態勢	発令基準	配備人員
水防第1非常配備態勢	1 大雨警報又は洪水警報が発令された場合において、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 水道管の破裂、水門の故障等による出水により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員及び発令時に勤務している所要の職員
水防第2非常配備態勢	1 大雨警報、洪水警報又は土砂災害警戒情報が発表された場合において、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 2 河川の増水・越水、水道管の破裂、水門の故障等による出水により、相当の被害の発生が予想され、又は発生したとき。 3 気象状況その他の事象により、被害の発生が予想され、又は発生したとき。	当番の職員並びに当番以外の所要の職員

6 水防非常配備態勢発令時の措置

	水防第1非常配備態勢	水防第2非常配備態勢	水防第3非常配備態勢	水防第4非常配備態勢
署	1 水防部隊の編成及び署隊運用 2 救命ボートの運用準備 3 水防資器材の点検整備 4 関係機関との連絡、情報の収集 5 庁舎施設の防護 6 河川の巡視による情報収集水災発生危険箇所の把握及び広報 7 警防本部、方面隊本部等への報告連絡	1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の編成及び署隊運用 3 所要の水防資器材、水、食料、燃料等の準備 4 関係機関への連絡員の派遣 5 水防活動、被害状況等の把握 6 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	1 署隊本部機能の強化 2 水防部隊の増強及び署隊運用 3 関係機関への連絡員の派遣 4 監視警戒の強化 5 水防活動、被害状況等の把握 6 警防本部、方面隊本部等への報告、連絡	左の各号に掲げる事項を強化するほか、次による。 1 長期水防活動を行うために必要な交替制の確立 2 全水防部隊の編成 3 応援態勢又は応援受入態勢の確立
隊				

第2節 昭島警察署の活動

昭島警察署の水防活動は次のとおりとする。

1 警備方針

関係機関と緊密な連絡を保持しながら、総合的な災害活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動に協力する。

また、災害が発生した場合は、全力で人命の救出及び救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制及び街頭活動の強化等の応急対策を実施し、市民の生命、身体、財産の保護及び災害時における秩序の維持に当たる。

2 警察の任務

風水害発生時における警察活動は、概ね次のとおりとする。

- (1) 河川その他危険箇所の警戒
- (2) 災害時における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救助
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取締り
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 死体の調査及び検視

3 警備態勢

昭島警察署は、状況に応じた配備態勢をとるものとする。

4 警備区域の設定

災害現場において、市長若しくはその職権を行う市の職員から要求があったとき、又は警察署長が防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を市長に通知する。

5 警備部隊の編成

- (1) 警備本部の設置

警察署長は、管内に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、警備本部を設置し、管内の警備に当たる。

- (2) 警備部隊の設置及び編成

管内に大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合は、警察署長は、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、警備に当たるものとする。

また、被災の状況に応じ、長期間警備本部を設置して警備に当たる場合は、日勤者をもって所要

の部隊を編成し、警備に当たるものとする。

6 警備活動要領

(1) 警備態勢各段階の措置

警備部隊は、警備態勢の各段階に応じ、昭島警察署の実施計画の定めるところにより適切な警備活動を行う。

(2) 被災地及び被災予想地の警備

ア 被害が予想される地域及び危険箇所に対して、あらかじめ状況に応じた部隊配備を行い、関係機関と密接な連絡をとり、緊急事態の発生に備えることとする。

イ 被害が発生した場合は、市本部及び防災関係機関と連携し、状況に応じて集団警備力を投入し、被災者の救出、避難誘導等補給活動を重点的に行う。

ウ 避難所、救援物資の集積所及び避難指定地域等に対しては、防災関係機関に積極的に協力し、適当数の部隊配備を行う。

エ 被災者の救出、防災措置等応援救護措置が完了した場合は、逐次交通整理、犯罪の予防対策等本来の警察業務に重点を移して部隊の配備を行う。

7 避難の指示

警察署長は、市本部長の行う避難の指示について協力する。この際、避難行動要支援者に対しては自主的にあらかじめ市が設置する避難所に避難させ、又は安全地域の親せき、知人宅に自主的に避難するよう指導するものとする。

なお、現地において著しい危険が切迫し、市の本部長による避難の指示が発せられるいとまがない場合は、警察官が直接市民に避難を指示するものとする。この場合、直ちにその旨を通知するものとする。

8 避難誘導

警察署長は、避難の指示が出た場合は、関係機関と協力し、第4部第4章「避難計画」に基づき市民の避難誘導を行う。避難の指示に従わない者については、説得に努め、状況に応じて強制措置をとるものとする。

9 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。この場合、警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑化に努める。

